

# 平成29年塩尻市議会9月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日 時 平成29年9月15日（金） 午前10時

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 8号 平成28年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第 9号 平成28年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第10号 平成28年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第13号 塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定について

議案第18号 塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定について

議案第19号 塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

議案第20号 塩尻市櫛川地区定住促進住宅の指定管理者の指定について

議案第21号 塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定について

議案第22号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定について

議案第24号 市道路線の認定について

議案第25号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第29号 平成29年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第30号 平成29年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

### ○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中野 重則 君
委員	柴田 博 君	委員	丸山 寿子 君
委員	永井 泰仁 君	委員	篠原 敏宏 君
議長	金田 興一 君		

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

議会議務局長 竹村 伸一 君 議会議務局次長 横山 文明 君  
庶務係主事 二木 義文 君

---

午前 9時56分 開会

○委員長 おはようございます。定刻より早いですが、全員おそろいでございますので、昨日に引き続き9月定例会の決算審査を続行したいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。昨日、答弁を翌日に繰り越した分を先に説明いただきます。

○ブランド観光課長 審査前のお時間をお借りし、昨日金子委員長から御質問がありました木曾漆器工業協同組合の予算規模について御説明を申し上げます。平成28年度の決算ベースですが、収入総額5,129万2,489円、支出総額5,122万6,790円で、純利益が6万5,699円となっております。以上でございます。

○委員長 540万円余りの補助金のうち、今のお話だと2,000万円ぐらいの組合の運営費であると。じゃあ具体には事業に使っているってことで、人件費とか運営費には使っていないってことでよろしいのでしょうか。

○ブランド観光課長 549万円の補助金で、事業の補助ということで使っております。

○委員長 ありがとうございます。じゃあ、この件以外でほかに。

マイクをお願いします。

○上水道課長 失礼しました。昨日御答弁させていただきました簡易水道事業特別会計の決算の中で、1点訂正をお願いしたいと思います。篠原委員様から統合GISにつきまして、水道事業部のマッピングシステム入っていますかということで御質問ございました。入っておりますということでお答えさせていただきましたけれども、確認しましたところ、水道事業部のデータ量が多い等の理由から統合型のGISは入っておりませんので、訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

○委員長 篠原委員、よろしいですか。

○篠原敏宏委員 ありがとうございます。中でデータの交換とかは、相互に例えば使うデータがあれば、それは使えるってような形になっていますか。

○水道事業部長 統合型GISの話がございまして、水道システムつくるときにも、じゃあデータの交換、どうしようかということで、シェープ形式での吐き出しという形での統一された規格での図面のレイヤーを重ね合わせるような形での吐き出しというような形で打ち合わせさせておりますので、統合型GISのほうに上水道、下水道それぞれの管網を吐き出すという形での連携はとれております。

○篠原委員 ありがとうございます。相互にデータが使えるということで、もとの基幹になるシステムは異なると、そういう理解でよろしいですね。了解しました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。いいですかね。

○委員長 それでは、議案第8号のほうに移りたいと思います。議案第8号平成28年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

○経営管理課長 それでは。

○委員長 着座で構いませんので。

○経営管理課長 着座で失礼いたします。別冊になりますが、平成28年度塩尻市水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水会計決算書をお開きください。

2ページをお願いします。1の概況につきましては、本会議で部長から説明がありましたので、省略させていただきます。

続いて、4ページをお願いします。(2) 議会議決事項になりますけれども、平成28年度に行われた議会の議決事項と報告事項などを記載してございます。

次の5ページ、6ページをお願いいたします。ここでは職員に関する事項と、6その他に他会計の補助金等に係る特定収入の使い道が記載してございます。

次に、7ページをお願いします。2の工事になります。建設改良費で施工した40件、4億6,557万円余の工事の概況とその一覧を7ページから9ページまで記載してございます。

次に、10ページをお願いします。3の業務でございます。初めに(1)業務量、アの水源における業務量でございますが、中ほどの総配水量につきましては合計で819万9,063立方メートル、その右の一日平均配水量は2万2,463立方メートルでございます。

次に、その下のイの給水業務、(ア)有効水量でございますが、平成28年度の有収水量Cは688万849立方メートルで、前年度と比べまして1万179立方メートル増となっております。一番右の有収率につきましては、有収水量Cを総配水量Aで除した率になりますが、83.9%と、前年度と比べ1.3%の増となっております。次にその下の(イ)普及状況でございますが、平成28年度の現在給水Bの戸数は2万6,092戸で、前年度と比べ402戸の増となり、人口は6万4,948人で、前年度と比べ110人の増となっております。その右の給水普及率は99.9%で、前年度と同率となっております。

次に、11ページをお願いします。下段のウの管路延長でございますが、平成28年度末の延長の合計は58万2,387メートルで、前年度と比べ3,936メートルの増となっております。

次に、12ページをお願いします。ここで収益的収入及び支出に関する事項を科目的に記載してありますが、後ほど明細書のほうで説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

続きまして13、14ページをお願いします。4の会計でございます。13ページには重要契約の要旨として契約の金額1,000万円以上の工事契約16件と、14ページには契約金額200万円以上の委託契約13件の明細を記載してございます。

次に15ページをお願いします。(2)企業債の概況でございます。まず、アの借入状況につきましては、上段の27年度繰越借入分1件の6,620万円とその下の現年度2件分の合計1億2,200万円を合わせた総額1億8,820万円の借り入れをしてございます。

次に、イの償還状況につきましては、借入総件数合計54件のうち、償還した元金は44件2億7,033万円余、支払利息は52件9,847万円余を合わせた合計3億6,881万円余元利償還をしてございます。な

お、この明細につきましては、46、47ページの企業債明細をごらんいただきたいと思います。これによりです、28年度末の未償還残高は47ページの一番下に記載してあるとおりでございますが、45億6,905万円余となっております、前年度より8,213万円余の減となっております。

続きまして、ページ飛びまして30ページをお願いします。3の収益費用明細書になりますが、税込みで記載してございます。主なものについて、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

まず収益の部、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の13億9,735万4,000円余につきましては水道料金でございます、前年度に比べ306万円余、0.2%の増となっております。水道料金の算定となった調定給水量は686万1,714立方メートルで、前年度と比べ1万179立方メートル、0.1%の増となっております。また、収納率につきましては98.0%で、前年度と同率となっております。

次に、3目その他営業収益3節他会計負担金の6,728万2,000円につきましては、使用料徴収経費として下水道事業及び農業集落排水事業から負担をいただくものでございます。

その下の4節施設負担金の4,026万9,000円余につきましては、前年度と比べ2,074万円余の増となっております。備考欄に記載のある新規加入424件のうちセイコーエプソン株式会社の独身寮の建設に伴う新規加入、エプソン分として171件の増が主な要因でございます。

次に、31ページをお願いいたします。2項営業外収益3目資本費繰入収益の483万8,000円とその下の4目補助金の856万6,000円につきましては、企業債の元金償還金と利子償還金及び消火栓用水に係る費用で、地方交付税算定による消防費の水道事業算定基準による一般会計からの繰り入れでございます。

その下の6目長期前受金戻入の1億5,063万1,000円余につきましては、過去において建設工事に伴い、その財源として交付された補助金、負担金について、減価償却の見合い分を順次収益化するものでございまして、現金収入が伴わないもので、伝票上で振りかえ処理を行ったものでございます。私からは以上です。

**○浄水担当課長** 引き続きまして、決算書32ページをお開きください。ここからは費用の部、3条支出になります。1款1項1目原水及び浄水費でございます。主なものにつきまして御説明をいたします。

32ページの下段の18節になります通信運搬費175万3,884円でございますが、主なものにつきましては、備考欄上から2つ目の黒ポツ、NTT専用回線使用料140万4,426円ですが、市内の水道施設の監視用テレメーターの専用回線の21契約分の使用料でございます。

**○委員長** 座って構いません。

**○浄水担当課長** じゃあ、失礼して座らせていただきます。次に、33ページをお開きください。20節委託料2,515万3,906円でございます。主なものにつきましては、備考欄1つ目の黒ポツ、水質検査業務委託料1,221万7,113円、これは水道法に基づきまして実施をしました原水12カ所、浄水12カ所の年間の水質検査委託料でございます。なお、結果につきましては、水質基準を全てにおいてクリアしたものでございます。上から5つ目の黒ポツ、中央監視装置点検業務委託料453万6,000円は、床尾浄水場に設置されております塩尻市上水道施設遠隔監視装置の点検委託料でございます。一番下の黒ポツ、水道事業スラッジ処理業務委託料373万4,329円は、床尾浄水場及び小曾部浄水場の浄水処理過程で発生しました汚泥で、この汚泥の抜き取り、搬出、運搬処分料でございます、平成28年度につきましては、床尾浄水場200.29トン、小曾部浄水場46.69トン、合わせまして246.98トンの汚泥処分を実施いたしました。

次に、23節修繕費1,070万2,962円でございますが、この主なものにつきましては、上から2つ目の黒ポツ、上西条浄水場関係修繕費359万2,620円でございますが、次亜塩素素注入装置が故障しまして、急遽緊急工事を行いました。上西条浄水場次亜塩素素緊急修繕工事259万2,000円を含めまして、9件の修繕をいたしました。その下の黒ポツ、配水池、ポンプ室等修繕費603万4,284円でございます。みどり湖中継ポンプ室の柿沢永井坂送水ポンプの電動弁の緊急修繕としまして259万2,000円、これを含めまして18件の修繕をいたしました。

次に、28節動力費2,976万319円でございます。浄水場を含めましたポンプ機場や配水池等の水道施設、計76カ所の電気料でございます。

次に、ページの一番下の38節受水費2億8,964万5,434円でございます。主なものにつきましては、松塩水道用水の受水費2億8,870万3,804円でございます。松塩水道用水本山浄水場から1日1万6,500立米を年間受水している費用でございます。私からは以上でございます。

○委員長 着座で構いませんので。

○上水道課長 失礼させていただきます。続きまして、2目配水及び給水費をお願いいたします。34ページ20節の委託料になります。1,242万6,288円の主なものでございますけれども、1つ目の黒ポツ、マッピング管理台帳修正業務委託料361万8,000円、こちらにつきましては、平成27年度の施工配水管のデータ更新をしたものでございます。また、その下の黒ポツ、マッピングシステム保守業務委託料につきましては、システムの保守業務となっております。

次に、23節の修繕費をお願いいたします。1億4,223万6,091円でございますけれども、2つ目の黒ポツ、鉛製給水管解消811件としまして1億2,658万8,922円を支出したものでございます。これにつきましては、28年度末で計画8,600に対しまして937件を28年度に解消いたしまして、全体の計画の中で92.3%の解消率となりました。この事業につきましては15年度から行ってまいっておりますけれども、本年度で終了をする予定をしております。

35ページをお願いいたします。3目受託工事費26節工事請負費をお願いいたします。156万3,800円につきましては、都市計画道路の広丘東通線高出地区になりますけれども、及び下水道工事関連、太田地区、太田工区の関係で給水管布設替え工事を行ったものでございます。私からは以上です。

○経営管理課長 続きまして、36ページをお願いいたします。4目業務費20節委託料の7,217万3,000円余の主なものについて説明をいたします。備考欄の1つ目の黒ポツ、水道メーター検針・開閉栓業務委託料4,649万4,000円につきましては、年間約40万件の水道メーターの検針業務と年間約6,000件の開閉栓業務の業務委託で、3つ下の黒ポツ、検定有効期間満了量水器取替業務委託料1,838万1,000円余につきましては、水道法による水道メーターの使用期間が8年と定められており、該当する3,754件分の取りかえをした業務委託で、いずれも塩尻市水道事業協同組合に委託したものでございます。それから、その2つ下の黒ポツ、塩尻市水道料金センター設置工事設計業務委託料88万5,000円余と、その下の黒ポツ、料金システム改修業務委託料外123万1,000円余と、それから3段下の23節修繕費の849万円余、修繕工事につきましては、料金徴収等業務の民間委託の移行に伴う総合文化センターに事務室を開設するための委託料及び修繕費でございます。

続きまして、21節手数料の716万2,000円余につきましては、水道料金の収納に係る金融機関とコンビニの取扱手数料が主なものでございます。

次に、30節材料費の579万5,000円余につきましては、先ほども説明しました計量法によるメーター交換による平成29年度に取りかえ予定の3,470個のメーターの購入代でございます。

続きまして、38ページをお願いします。1項営業費用6目減価償却費の5億7,257万円余につきましては、28年度の減価償却費を計上したものでございます。明細につきましては、44、45ページの減価償却費を御参照いただきたいと思います。

その下の7目資産減耗費1節固定資産除却費の1,011万1,000円余につきましては、28年度の建設改良工事に伴い不用となった道路等の除却費が主なものとなっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。2目営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息の9,847万6,000円余につきましては、先ほど説明いたしました企業債の利息の支払いでございます。

次に、2目消費税の2,561万3,000円余につきましては、28年度の消費税の納税額でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。4、資本的収入支出明細書になります。主なものについて説明させていただきます。収入の部、1款資本的収入1目企業債の1億8,820万円につきましては、先ほども企業債の概況で明細を説明をさせていただきましたが、建設改良費の財源で借り入れした企業債でございます。

次に、3項負担金1目他会計負担金の1,181万円余につきましては、消火栓8基分の新設更新工事に係る一般会計からの負担金でございます。私からは以上です。

**○上水道課長** 続きまして支出の部、41ページをお願いいたします。これは4条予算の支出となります。1款1項2目配水施設費でございます。20節の委託料5,628万7,980円の主なものでございますけれども、1つ目の黒ポツ、吉田地区配水施設整備事業につきましては、配水池の築造に伴う地質調査、施設の詳細設計また用地買収に伴う不動産鑑定、用地測量を行ったものです。

続きまして、26節工事請負費をお願いいたします。1億2,879万9,056円でございますけれども、1つ目の黒ポツ、配水施設整備事業につきましては、配水管改良工事としまして9工区、延長1,277メートル8,172万1,856円を支出したものでございます。

続きまして、3目浄水施設費をお願いいたします。それぞれ備考欄に記載しています金額につきましては、工事の請負金額それぞれ個々に入っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。26節工事請負費3億1,391万8,800円の主なものでございますけれども、1つ目の黒ポツ、浄水施設整備事業につきましては、耐用年数が経過したもの、また機能に障害が発生したものから順次計画的に更新を行っておる工事でございます。その下黒ポツ、片丘浄水場移設更新事業につきましては、平成27年度繰越工事となりました南内田配水池築造工事及び送水管布設工事となっております。1つ飛ばしました黒ポツ、東山水系水道システム再構築事業につきましては、130トンの配水池ほかの工事を行ったものでございます。

続きまして、43ページをごらんください。6目固定資産購入費1節水道用地購入費1,664万790円をお願いいたします。これにつきましては、本年度築造しております吉田地区配水施設事業用地としまして3,417平米の用地を購入したものです。単価につきましては、平米当たり4,870円でございます。私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして、21ページをお願いします。2の平成28年度水道事業損益計算書になります。1年間の経営状況をあらわすもので、税抜きで記載してございます。1の営業収益の合計は14億875万5,000円余で、2の営業費用の合計は13億1,680万1,000円余で、営業収益から営業費用を差し引いた中ほどの右の金額9,195万4,000円余が営業利益でございます。前年度と比べて5.8%の減額となっております。それから、この営業利益に3の営業外収益の合計1億6,946万4,000円余を加え、4の営業外費用の合計1億816万5,000円余を差し引いたその右下の金額1億5,325万2,000円余が経常利益でございます。前年度と比べて0.8%の増となっております。

次に、この経常利益に5の特別利益を加え、金額はございませんが、ゼロですけれども、6の特別損失9万円余を差し引いた下から4行目の金額1億5,316万2,000円余が当年度純利益でございます。前年度と比べ58.3%の減となっております。これは、前年度に修繕引当金戻入金の特別収益があったことによるものでございます。この当年度純利益に、その下の前年度繰越利益剰余金とその下のその他未処分利益剰余金変動額で減債積立金の取り崩しによる1億5,178万6,000円余を加えた一番下の3億494万8,000円余が当年度未処分利益剰余金となっております。前年度と比べ17.1%の減となっております。

続きまして、ページ飛びまして24、25ページをお願いします。5の平成28年度水道事業貸借対照表になります。1年間の財政状況をあらわすもので、税抜きで記載してございます。資産の部につきましては、1の固定資産の合計で、中ほどの右の金額138億922万4,000円余と2の流動資産の合計9億9,717万8,000円余と3の繰延勘定の1,259万円の合計で、一番下の資産合計は148億1,899万2,000円余となっております。

次に25ページになりますが、負債の部につきましては、4の固定負債の合計、右の金額になりますが、44億7,501万1,000円余と5の流動負債の合計3億6,995万2,000円余と6の繰延収益の合計34億7,360万5,000円余を合計したその下の83億1,857万円余が負債合計となっております。

その下の資産の部につきましては、7の資本金の43億9,732万5,000円余と8の剰余金の合計21億309万7,000円余を合わせたその下の65億42万2,000円余が資本合計となり、一番下の負債資本合計は、資産合計と同額の148億1,899万2,000円余となっております。

続きましてページ、戻りまして22ページをお願いします。下段の4、平成28年度水道事業剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。先ほど21ページの損益計算書の一番下で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億494万8,963円の処分について公営企業法第32条第2項の規定に基づき、その使い道について議会の議決により処分をお願いするものでございまして、その処分案として、表の右の欄に記載のとおり、水道事業経営戦略の計画によりまして、当年度の純利益となった1億5,316万2,893円を減債積立金に積み立て、その残りの1億5,178万6,070円を自己資本金へ組み入れることについて議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問ございますか。

○**永井泰仁委員** 水道事業会計の決算説明資料の11ページの表を見ますと、給水工事件数ですが、新設工事が27年度が270件がですね、28年度は403件ということで、伸びが149.3%という数字になっているわけですが、これはどういう要因でふえたものでしょうか。こんなに何か新築の住宅が極端に27年と28年が

ふえたのか。

○**経営管理課長** これ、先ほどもちょっと説明しましたけれども、セイコーエプソン独身寮の寮に対する件数でございます。

○**永井泰仁委員** そうすると、これは特殊事情ということでいいわけですね。  
それからですね。

○**委員長** 続けてください。

○**永井泰仁委員** ちょっとここではページ確認してないですけども、床尾浄水場の何かの補償費っていうのが33ページですかね、33ページの床尾浄水場関係補償費ですか、250万1,872円ですが、この内容を説明してもらいたと思います。

○**浄水担当課長** 日出塩地区の水田に使っていましたが農業用水を床尾浄水場ができたときに全て水道用水でいただきました。現在、取水量に応じてお支払いをしているものでございまして、水利権みたいなものの補償でございます。

○**永井泰仁委員** これは何年間とか期限を切った補償ですか、それともこれから存続する限り地元のほうへ払っていくのか、どういう性格のものでしょうか。

○**浄水担当課長** 床尾浄水場の機能を有する間、その間ずっと支払っていくものでございます。

○**永井泰仁委員** それから、今度ですね、直接決算には関係ないですけども、水道管の老朽化ということで、大体、耐久年数が40年というようなことですが、今後また計画的にその配管のですね、改修をやっていくような形で、厚労省のほうへまた台帳をつくったり、やっていくということですが、その辺について、これからはどんな形で特に管網について改修をされる予定か、考え方についてお伺いします。

○**上水道課長** 老朽化につきましては、一番の幹線を中心に古いものから計画的に行っていく予定をしております。

○**永井泰仁委員** これからは大体年間ね、どのくらいが改修していくのがね、適当か考えたり、それから場所についてもですね、管末のほうからきちっとやっていくのか、これからの計画でしっかりその辺のところをですね、改修に向けて、いずれにしてもずっと続いていくことですから、しっかりしたまた計画で取り組んでほしいと、こんなふうに思います。要望でいいです。

○**委員長** 要望でよろしいです。ほかにございますか。

じゃあ私から、済みません。31ページの三才山沢のいわゆる民間事業者へペットボトルでの供給、以前、いわゆる枠としてどのくらいまでっていう話を説明を受けたんですが、ちょっと確認の意味を含めて、枠どのくらいで、去年、ことしどんないわゆる供給量に、ことしわからなくても、ちょっと2年ほどどんな推移できているか。あと、ついでに契約も何年でしましたっけ。10年だったか5年だったか、ちょっと確認で3点お願いします。

○**上水道課長** 済みません。ちょっと契約につきましては、後ほどお答えいたします。

計画につきましては、年間で1万2,000トンを用意しております。それで、28年度の決算につきましては、1,886立方を使用いただいております。金額につきましては、24万6,456円となっております。



○水道事業部長 三才山沢のほうの分水につきましては、たしか契約につきましては10年契約という形での契約を結んでいるというふうにたしか記憶をしております。ただ、ここで今、信州エコプロダクトのほうで組織の役員の変更がございまして、またそれとあと水の供給につきまして私どものほうは新しい井戸を掘りまして、既設のポンプを交換してってという形での運用をしておりますので、ちょっとそこら辺でまた水の動きも若干ありますので、またそれについては契約のまた見直しをするというような形での、単価での見直しではございませんけれども、役員が変わったということで、契約の更新をしたいというような話もちらつとは聞いております。

あとそれと、分水量につきましては先ほど熊井課長が言いましたように、1,886立方メートルが28年度決算でございます。29年度につきましては、8月末で累計でいきますと1,296トンということで、今5カ月過ぎたところで推移してございます。今現在プラントの中の更新とか、そういったものを計画してございますので、使用水量については、今、落ち込んでいる状態ですけれども、今後またプラントのほうの更新された後には水をきちんと使っていただいて、ペットボトルの生産を始めるというような話も伺っております。

それとあと、ペットボトルのほうの水の供給につきましては、日量で41立方メートルの1日の供給量がマックスという形での話をしておりますので、その契約の中でやっているという形になりますのでよろしくお願いたします。ですので、稼働日数によって若干年間でいいますと変動があると思っておりますけれども、私どものほうにつきましては、日量41立方メートルが今のマックスであると。ただし、今後フル生産というような形でやっていきますと、確か日量200立方メートルというようなものが最終的な供給量のマックスであるというような形での覚え書きを結んでありますので、そんな形でよろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ちなみに、稼働したら生産量はふえるような話は来ているということで理解してよろしいですかね。

○水道事業部長 一昨年、ペットボトルに黒いカビみたいなのが出ているということで、生活クラブさんのほうから、たしか6件ほどのお話があったと。確率にしますと100万分の6というような形で、通常でいきますとそのくらいなら、民間の方ですといいだろうというような形での判断をするんですけども、生活クラブのほうで言いますと、それも相ならぬということで、じゃあ今後カビの出たものについては、真菌という、言ってみればカビの胞子ってというような形でのものが特定されておりますので、それをきちんと対策された今度プラントをつくるという形で、今年度新たにそのプラントのほうの、要は言ってみればラインを新しいものにしようということで取り組んでおりますので、それに伴う増資もするというような形でのお話も伺っておりますので、それが完了すれば、今度きちんとしたそういった真菌対策もされておりますので、もうきちんとした生産が見込めるというような形で、生産についても頑張ってやっていきたいというふうに話を伺っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○柴田博委員 基本的なところで申しわけないんですけど、給水の普及率が99.9%ということなんですけど、残り0.1%というのはどういうふうに住んでいる方たちなのかは、もしわかったらお願いします。

○水道事業部長 たびたび済みません。井水とか自家水とかっていう形での、要は水道をとらずに自分のところで井戸を掘って水を使うという自家水が主な方々です。

○柴田博委員 それは主にどのあたり。いろいろ、全域にあるわけですか。

○水道事業部長 市内全域にございます。北小野にもございますし、下西条、上西条、小曾部にもございますの

で、それぞれ井戸を使っておられる方はまだおります。

○柴田博委員 そういう方たちは、自分で飲む水については自分で検査してもらって管理しているということなんでしょうか。

○水道事業部長 あくまでも自己管理ということになりますので、ただし以前環境保全のほうで井戸水の水質調査というようなこともやっておりますので、水の管理は御自身でされていると思います。

○柴田博委員 もう1点ですけど、松塩用水の関係ですが、何年かに1回改定があると思うんですけど、今後の見通しとか、もしわかれば教えていただけますか。

○上水道課長 松塩水道につきましては、5年ごとに見直しを行っております。28年度末に一応見直しを行いましたところですので、28年度には単価につきましては据え置きということで、向こう5年間は同じ金額で、また5年たちましたら見直しを行うということです。

○議長 済みません、ちょっと教えてほしいんですが、36ページの21目の手数料の関係ですが、金融機関の収納手数料とコンビニの収納手数料、金額ベースではどんな割合かおわかりになるかどうか。これは手数料の金額ですもんね。収納金額ベースでということ、それからもう1点は、全収納率に占める金融機関、コンビニ含めた収納率の割合、この2点をお願いしたいと思います。

○経営管理課長 内訳でございますけれども、口座振替につきましては、1件10円で28万4,764件になります。ちょっと金額までは計算できていませんので申しわけございません。それで、窓口のものについては1件30円の2万9,007件分です。それからコンビニにつきましては、1件52円で5万5,774件になります。

それで、口座振替のおおむねの割合でございますけれども、全賦課件数に対しての割合になりますが、口座振替がですね、76.5%、それから納付書が23.5%、その内訳はですね、コンビニが16%で現金が8.8%になっております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 決算書33ページの営業費用、原水浄水費の中の一番下、38節のですね、松本市の分水協定って、この済みません、概要、中身を教えてくださいませんか。

○水道事業部長 分水協定につきましては、具体的に言いますと、まつもと空港周辺、あとは崖の湯というような形の中で、塩尻地籍ではございますけれども市の水道管が行っていない部分につきまして、たまたま松本市さんのほうで、そこに管が通っているというところがございますので、松本市さんから私どものほうへ一旦水をいただきまして、そこから各家庭に供給するというような形での分水協定になっておりまして、そういった形で松本市さんから分けていると、また塩尻からも松本市さんのほうへ分けている部分もございますので、そういったことでお互いに融通し合っているというような形での協定を結んでおりますのでよろしく願いいたします。

○篠原敏宏委員 地区的には今まつもと空港等お話がありましたが、塩尻から松本へ行っているところってというのはどのあたりがあるんですか。

○浄水担当課長 塩尻市から松本市へ分水しているところがございますが、笹賀地籍へ分水しておりまして、吉田原堰西に2カ所ございます。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 収納率の向上ということで考え方をお聞きしたいということですが、当年度中にですね、184万8,080円の不納欠損処理がされまして、結果的に当年度末における水道料金の未収金は5,318万2,928円ということでありまして、前年度と比較すると15万7,208円、0.3パーセントの増加ということですが、当年度分と滞納繰越分を合わせてですね、当年度全体の収納率は前年度とほぼ同じ96.3%ではございますけれども、若干なりともですね、収納率の向上をさせていかないと効率的にならないという意味で、今後収納率の向上に向けて何か対策を考えているかどうか、お伺いします。

○経営管理課長 この4月からですね、民間委託ということで、水道事業協同組合に委託をさせていただきました。その中で、以前10月からですね、その引き継ぎということで、各担当ともそれぞれの個別のケースについて引き継ぎをさせていただいたわけでございます。民間委託になってからですね、その得意とするところの部分をどういうふうにするかということで、たまたま水道事業組合の中にフューチャーインという会社がございまして、そのフューチャーインはほかの自治体ともですね、こういう収納業務をやっておりまして、その経験も踏まえながらやっております。その中で、塩尻市が今までやっていた業務もありますし、フューチャーインさんの今までに持っているノウハウもありますので、そこと結びつきながらですね、今どんな形でやればいいのかということで、4月から毎月定例会を行いまして、今塩尻のこういうところもうちよっとうこういうふうにすればいいなというようなこともいろいろ検討をさせていただいております。

その中でですね、まず時間の窓口の延長もさせていただきまして、まず給水停止をしますというようなことで通知を出しまして、金曜日にやるとですね、5時15分で閉まってしまうものですから、そのお金を払うのが次の週の月曜日というようなことになりますけれども、その辺は土曜日もやっていますし、午後7時までやっておりますので、その関係で何件かは納入に来ていただいて、収納になったというようなケースもございます。

それで、滞納整理の関係ですけれども、やはり滞納をつくらないということが一番大事だということで、それには納付機会をしっかりと拡大をして、今まで納付書ですと、銀行へ3時までしか行かない。それから、口座振替については、口座振替の手続をしなければいけません。口座振替の手続は、銀行が3時までしかやっておりませんので、そこら辺も難しいということで、コンビニ収納がこういう形でふえてきているという状況もございます。そんなことで、窓口の拡大もし、なるべく納付機会を与えて納められないというようなものをつくらないということもあると思います。

それから、未納の対応ですけれども、給水の停止はですね、今まで大体50件から60件くらいの給水停止をやっておりましたけれども、4月からですね、実績を見ますと、5カ月の平均で71件ということで、今までそれぞれ担当が苦勞していただいているんですけども、給水停止をしないっていうような安易な約束もあったりして、相手方の気分を壊してですね、納付ができないようなことにならないようにっていうことで、逆に給水停止も抑えていたということもありますけれども、民間委託になったということで対応がしっかりできるというようなこともあります。

それでその中で、分納制約ということで、時効中断になりますけれども、そういうことも今まで口約束でやっていたものをきちっと未納者との約束事を書面に出すと。書面に出さないと時効中断になかなかかなりにくいということですので、そんなこともやりますし、今まで公権力の行使ということで、住所の照会とか財産調査、それから差し押さえに向けた法的措置、こういうことも今までなかなかできなかったわけですけども、その辺につ

いても、また水道事業協同組合とも話をしながら、そういうことも強力にやっつけていかないとなかなか納付にならないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、1つの計画の中で、強化月間ということで、ことしは引き継ぎの時期もありましたので、ボーナス時期ですね、夏冬ありますけれども、夏時期はちょっとできなかったんですが、12月ころまたボーナス時期にフューチャーインと横の連絡もつきながら、そういうことも強力に、直接ですね、滞納整理行くってことは、個人情報のこともありますので、そこら辺も難しいことがありますけれども、電話催促とか、そういうことは十分に事務としてできますので、そんなことも拡大しながら収納率向上を図っていきたくと。

その中で、契約を結んで収納率の目標をつくってございます。それは、過去3年間の収納率を1つの基準としまして、それを目標を超えるようにということで今努力をしております。そんな目標を達成しない場合はですね、ペナルティーとして違約金を取るというようなことも契約に載せてはございますけれども、そんなこともしっかり設定することによって、未納目標が達成できるように努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○永井泰仁委員 いずれにしても、民営化をしましても滞納整理の問題と収納率の向上がですね、民間になって経営状況なり実績というのが一番顕著に出てくると思っていますので、これからだと思えますので、しっかりですね、また民間の会社の経営内容もチェックしながら収納率の向上に一層努力をしてもらいたいと思います。要望でいいです。

○委員長 要望をお願いをいたします。ほかにございますか。

○篠原敏宏委員 決算説明資料9ページの石綿管の改良状況っていうような表があるんですが、これ、ちょっと見方を教えてもらいたいんですが、27年度28年度まで来て、石綿管延長60メートルっていうのが、これはまだ現実に残っているっていうような理解でよろしいでしょうか。

○上水道課長 石綿管につきましては解消を行っているところですけども、国道19号ベルサイユホテルとありますけれども、その部分、国道の拡幅にあわせてことし補正でまたお願いするわけですけども、その部分に残っておりまして、そこで全て工事でできれば解消という形になります。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいですかね。

それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号については、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 議案第8号については、可決および認定すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

---

#### 議案第9号 平成28年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第9号平成28年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。着座で構いません。

○**経営管理課長** それでは、決算書49ページをお開きください。1の概況でございますけれども、これにつきましてでも部長のほうから説明がありましたので、省略させていただきます。

52ページをお願いいたします。議会議決事項等になりますが、28年度に行われた議会議決事項と報告事項を記載してございます。

53、54ページをお願いします。ここでは職員に関する事項、それとその他の他会計の補助金等に係る特定収入の使途を記載してございます。

次に、55ページをお願いします。2の工事になりますけれども、建設改良費で施工した46件、1億4,803万円余の工事概況とその一覧を55ページから57ページまで記載してございます。

次に、58ページをお願いします。3の業務になりますが、初めに1、業務量のアの下水道事業でございます。上から4段目の平成28年度水洗化人口は5万9,351人で、前年度と比べ368人、0.6%の増となっております。次に、その4つ下の水洗化率は97.7%で、前年度と比べ0.3%の増となっております。

続きまして、イの有収水量でございますが、塩尻市浄化センター、檜川浄化センター、小野水処理センターの3処理区を合計した処理場計の平成28年度の年間処理水量は802万8,078立方メートルで、前年度と比べ64万4,567立方メートル、8.7%の増となっております。その下の平成28年度年間有収水量は630万414立方メートルで、前年度と比べ5万4,985立方メートル、0.9%の増となっております。その下の有収率は78.5%と、前年度と比べ6.1%の減となっております。

次に、59ページをお願いします。ここでは、污水管及び雨水管の延長状況を記載してございます。

次に、60ページをお願いします。ここでは、収益的収入及び支出に関する事項を記載してございます。後ほど明細書のほうで説明させていただきますので省略させていただきます。

続きまして、61、62ページをお願いします。4の会計でございます。61ページには、重要契約要旨として契約金額1,000万円以上の工事契約4件と、62ページには契約金額200万円以上の委託契約19件の明細を記載してございます。

次に、63ページをお願いします。(2)企業債の概況でございます。まず、アの借入状況につきましては、建設改良費の財源として借り入れた平成27年度繰越分1件6,770万円と、その下の現年度分2件を合わせて1億4,860万円と、利用者の負担の平準化を図るために借り入れた資本費平準化債2件分の2億5,000万円を合わせた合計5件の総額4億6,630万円の借入れをしてございます。

次に、イの償還状況につきましては、借入総件数380件のうち償還した残金は347件14億1,742万円余、支払利息は374件4億445万円余を合わせて合計18億2,188万円余を元利償還をしてございます。なお、この明細につきましては、95ページから105ページの企業債明細にありますのでごらんください。これにより、28年度末の未償還残高は、企業債と平準化債を合わせて204万1,161万円余で、前年度よりも9億5,112万円余減となっております。

続きまして、ページ飛びまして80ページをお願いします。3の収益費用明細になりますが、税込みで記載してございます。主なものについて説明をさせていただきます。収益の部、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料の14億9,934万7,000円余につきましては下水道使用料で、前年度と比べ1,591万3,000円余、1.1%の増となりました。下水道使用料の算定となった有収水量は630万414立方メー

トルで、前年度と比べ0.9%増となっております。また、収納率につきましては98.0%で、前年度と比べ0.1%増となっております。

次に、2目他会計負担金の5億1,341万3,000円につきましては、総務省の繰出基準により一般会計からの繰入金で、89ページの資本的収入の他会計負担と合わせると8億5,000万円となっております。

次に、81ページをお願いします。2項営業外収益5目長期前受金戻入の7億8,368万2,000円余につきましては、過去において建設工事に伴い、その財源として交付された補助金負担金について、減価償却の見合い分を順次収益化するものでございまして、伝票上の振りかえ処理を行ったものでございます。私からは以上です。

○下水道課長 私からは、費用の部82ページになります。その主なものについて御説明させていただきます。

○委員長 着座で構いませんので。

○下水道課長 失礼させていただきます。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費の20節委託料のうち、上から3つ目の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料1,922万4,000円でございますが、塩尻処理区、楢川処理区のマンホールポンプ場138カ所の維持管理委託料でございます。一番下の黒ポツ、塩尻処理区不明水調査業務委託料1,296万円でございますが、近年、污水管からの地下水の流入や、晴天時と降雨時に浄化センターへ流入する汚水量に変動があることから、浸入水等に起因すると思われる不明水が増加傾向にございます。このため、塩尻処理区内の不明水の状況を調べるために、污水幹線や重要な污水管のマンホールポンプ内に電気伝導計を27カ所、流量計を2カ所設置し、どの地域から多くの不明水が流入しているかを特定し、今後さらに絞り込むための調査を行ったものでございます。

次に、23節の修繕費のうち一番上の黒ポツ、マンホールポンプ修繕費1,709万6,400円でございますが、機器の取りかえ、非常通報装置交換を行ったものでございます。その下の黒ポツ、管路施設修繕費1,537万1,598円は、マンホール周りの修繕を44カ所行ったものでございます。

84ページをお願いいたします。2目の浄化センター費でございます。20節の委託料のうち上から4つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理業務委託料1億1,305万6,203円でございますが、これは5,137.76トンの汚泥の処分にかかわる委託料でございます。主な処分といたしましては、セメントの材料といたしましてセメント会社に処分を委託しております。また、沈砂等を含む汚泥につきましては、焼却処分を行う業者へ委託したものでございます。その下の黒ポツ、運転管理業務委託料1億1,372万4,000円でございますが、浄化センターの管理を日本クリーンアセスに委託し、12名の職員が運転操作、保守点検を行ったものでございます。

次に、23節の修繕費のうち一番上の黒ポツ、施設修繕費6,343万5,960円でございますが、常圧浮上濃縮機、曝気装置ほかの修繕を行ったものでございます。

その下の28節動力費4,859万5,666円でございますが、浄化センターで使用した電気料でございます。

その下の29節薬品費4,630万5,361円でございますが、浄化センターで使う薬品で脱臭剤、活性炭等を購入したものでございます。

次に、3目の小野水処理場費でございますが、辰野町へ委託をしております北小野地区の污水处理であります

小野水処理センターに係る辰野町への管理委託料2,088万1,556円でございます。

85ページをお願いいたします。4目の櫛川処理場費の20節委託料のうち上から3つ目の黒ポツ、汚泥収集運搬業務委託料775万2,932円でございますが、櫛川処理場で発生する汚泥等を衛生センターまで運搬する委託料でございまして、昨年につきましては1,195キロリットルを6,480円で委託を行ったものでございます。私からは以上でございます。

**○経営管理課長** 続きまして、86ページをお願いします。8目業務費35節負担金の6,121万3,000円につきましては、使用料徴収業務等に係る経費で、水道事業会計へ支払いをした負担金でございます。

続きまして、87ページをお願いします。10目減価償却費の14億6,900万8,000円余につきましては、有形固定資産税及び無形固定資産税の28年度の減価償却費でございます。明細につきましては93、94ページの減価償却費を御参照いただきたいと思います。

その下の11目資産減耗費1目固定資産除却費の1,330万2,000円余につきましては、28年度の建設改良工事に伴い不用となった施設の除却費用でございます。

続きまして、88ページをお願いします。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息の4億449万4,000円余につきましては、先ほど説明した企業債の利息でございます。

次に、3目消費税の5,770万4,000円余につきましては、28年度の消費税の納税額でございます。

続きまして、89ページをお願いします。4、資本的収入支出明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。収入の部、1款資本的収入1項企業債の4億6,630万円につきましては、先ほど企業債の概況で説明したとおり、建設改良費を財源とする企業債と負担金の平準化を図るため、元金償還金の負担を繰り延べる資本費平準化債として借り入れたものでございます。

次に、3項負担金1目他会計負担金の3億3,658万7,000円につきましては、総務省の繰出基準により一般会計からの繰出金でございます。

次に、その下の3目受益者負担金の1,112万8,000円余につきましては、納期の到来したもの、また新たに汚水ますを設置したことにより賦課した受益者負担金でございます。

次に、4項補助金2目国庫補助金の1億7,158万8,000円余につきましては、浄化センター第1期長寿命化事業などに係る国庫補助金でございます。私からは以上です。

**○下水道課長** それでは、90ページをお願いいたします。説明資料につきましては14ページをお願いいたします。支出の部になります。1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費20節委託料の一番上の黒ポツ、下水道台帳システム整備業務委託料2,840万4,000円は、管路、排水設備、合併処理受益地等の情報を整理し、デジタル化を行うもので、28年度につきましては区画割データ入力、排水設備台帳のスキニング、下水道台帳データ更新等の下水道システムの導入を行ったものでございます。

下から2つ目の黒ポツ、管渠耐震化実施設計業務委託料3,112万5,600円は、被災時でも下水道が最低限有すべき機能を確保するために、汚水幹線、防災拠点、緊急輸送路の汚水管に可とう性継ぎ手、マンホール浮上防止対策等の詳細設計を18.7キロ行ったものでございます。

その下の26工事請負費のうち上から3つ目の黒ポツ、下水道関連舗装本復旧事業2,141万5,320円でございますが、下水道工事により傷みの激しい路線3,036平米の舗装復旧を行ったものでございます。そ

の下の黒ポツ、公共下水道雨水幹線整備事業奈良井川右岸3—1号雨水幹線工事3,526万円でございますが、短歌館前から西側へボックスカルバート1,300掛ける1,300を4メートル、1,200掛ける1,200を78.4メートルほかを布設したものでございます。

3目の処理場建設費20委託料のうち一番上の黒ポツ、塩尻市浄化センター第1期長寿命化事業塩尻市浄化センター建設工事委託料2億1,700万円につきましては、ナンバーワン脱水機、運転操作設備ほかの工事を日本下水道事業団へ委託を行ったものでございます。

91ページをお願いいたします。6目特定環境保全公共下水道事業20委託料の小野水処理センター建設工事委託料1,166万4,000円につきましては、水処理センターの汚泥処理設備のうち定置式脱水機の設置を辰野町へ委託したものでございます。

その下の26工事請負費5,717万5,200円につきましては、汚水管の不等沈下等による流下機能が著しく損なわれている汚水管の布設がえや要望による汚水ます設置、舗装復旧を行ったものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** 続きまして、70ページをお願いいたします。2の平成28年度下水道事業損益計算書になります。税抜きで記載してあります。1の営業収益の合計は19億647万6,000円余で、2の営業費用の合計は21億2,270万6,000円余で、営業収益から営業費用を差し引いた中ほどの右の金額2億1,622万9,000円余が営業損出でございます。前年度と比べ3,054万4,000円余、16.4%の損失が増となっております。

それから、営業損失に3の営業外収益の合計7億9,044万7,000円余を加え、4の営業外費用の合計4億868万2,000円余を差し引いた、その右の下の金額1億6,553万5,000円余が経常利益となっております。前年度と比べ5.6%の減となっております。

次に、経常利益から6の特別損失98万2,000円余を引いた下から4行目の金額1億6,455万3,000円余が当年度純利益でございます。前年度と比べ44.2%の減額となっております。これは、前年度に修繕引当金戻入金の特別収益があったことによるものでございます。この当年度純利益にその2つ下のその他未処分利益剰余金変動額で減債積立金の取り崩しによる1億7,503万5,000円余を加えた一番下の3億3,958万8,000円余が当年度未処分利益剰余金となっております。前年度と比べ34.6%の減となっております。

続きまして73、74ページをお願いします。平成28年度塩尻市下水道事業貸借対照表になります。税抜きで記載してございます。初めに、73ページになりますが、資産の部につきましては、1の固定資産税の合計、2の流動資産の合計、3の繰延勘定の合計を合わせまして、一番下の資産合計383億7,805万6,000円余となっております。

次に、74ページをお願いします。負債の部につきましては、4の固定負債、それから5の流動負債、それから6の繰延収益を合わせまして、右の数字になりますが、350億6,805万3,000円余が負債合計となっております。

その下の資本の部につきましては、7の資本金、それから8の剰余金を合わせまして、下から3行目、7億3,516万5,000円余の合計、その下の33億1,000万2,000円余が資本合計となります。



一番下の負債資本合計は、資産合計と同額の383億7,805万6,000円余となっております。

続きまして、ページ戻っていただきまして、71ページをお願いします。下の段になりますが、4の平成28年度剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。先ほど70ページの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億3,958万8,920円の処分について、その使い道について議会の議決により処分をお願いするものでございます。その案として、右の欄に記載したとおり、当年度の純利益となった1億6,455万3,385円を減債積立金の積み立てに、その残りの1億7,503万5,535円を自己資金へ組み入れるものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より質問等ございますか。

○丸山寿子委員 85ページの檜川処理場費のところ、負担金の木曾広域連合負担金、これの内容について教えてください。

○下水道課長 これにつきましては、檜川村当時に檜川処理場をつくったときに借り入れをいたしました。その償還金を木曾広域連合のほうへ負担金として支払っているものでございまして、これにつきましては、平成12年から平成15年度まで借り入れをし、平成45年度に完了するというところでございます。

○丸山寿子委員 あともう1つ、違うところですけど、58ページですが、イの有収水量ですけど、27年度に比べて率が下がっている理由についてお願いします。

○下水道課長 有収水量のことでございますけれども、これにつきましては、年間の降水量が多かったということが一因として考えられます。多かったのは9月から10月までに降った降水量が例年に比べ多かったということでございまして、その結果、有収率が落ちたと思われま。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 82ページのところで、不明水の調査を行ったということですが、その結果がもし出ていけば、概要でもお聞かせいただきたいと思います。

○下水道課長 済みません。手元に資料がございますので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 これを許します。

それでは、説明を求めます。

○下水道課長 担当の係長より説明いたします。

○担当係長 では、資料を見ながら説明させていただきます。不明水調査ですけれども、市内を27つのブロックに分けて、これ資料の30まで書いてあるんですけども、一部機器を計測しなかった箇所もありますので、機器が計測されているのは27カ所に機器を計測いたしまして、4月上旬から中旬の46日間にかけて不明水のセンサーを用いて計測いたしました。その中で、相対的に雨水の浸入が多いと考えられる地区なんですけれども、この図面のところのピンクのところと赤のところは、この27カ所の地区の中で上位4分の1に含まれる不明水の多い箇所であります。この黄色の薄い黄色と濃い黄色につきましては、上位27ブロックのうち不明水の多いエリアのうち上位50%に含まれるエリアを示しております。具体的に浸入水の多いと考えられる地区といたしましては、図面でいきますと02番のエリア、セイコーエプソンの広丘事業所の北側、図面の12番で示されております角前工業団地、17番で示されております九里巾交差点の西側、06番で示されている歯科大周辺、22番の免許センター南側、27番の町区が比較的雨水の浸入が多い地区として評価いたしております。

以上です。

○柴田博委員 その結果に基づいた対策というのは何か立てられて、順次されていくわけでしょうか。

○下水道課長 今後ですね、この結果に基づきまして、さらに絞り込むための調査を行って箇所を特定していくという計画でございます。

○柴田博委員 それは、現在のところ、例えば管が破損しているとか、継ぎ手から漏れているとか、そういうようなことは多少はわかっているわけですか。

○下水道課長 まだそこまで具体的にはわかっておりませんが、このデータをもとに今後そういうところを補修していくということになります。

○委員長 よろしいですか。ほかにもございますか。

○永井泰仁委員 経営的に見ますと、私が議員になって以来ですね、純利益が計上されているということで、下水道の経営としては非常に順調にしているんじゃないかというふうに見ていますが、84ページのですね、浄化センターの運転ですか、1億1,372万4,000円ですが、これは管理業務を委託してこれだけの高額な委託料になっていますが、従前と比べてこのほうがまだ安いということなのか、その辺はどんなふう考えていますか。

○下水道課長 適正な管理を行っていく上では、このくらいの費用は必要だというふう考えておりますし、人件費等の高騰もありますので、これから事業費等につきましては、まだ上がっていく可能性はございます。

○永井泰仁委員 これだけの1億先の業務管理の委託料ですが、上がるとすれば人件費がまださらに上がっていくということですが、何とかこの単価をですね、抑えろとか、何か少し歯どめをかうようなことは考えていないですか。

○下水道課長 今後どういうふう人件費等が推移するかがわかりませんし、歩掛等の基準もございますので、それと見積もり等精査する中で考えていきたいというふうに思います。

○永井泰仁委員 できれば処理量とかね、処理水量とか、それによっても若干、委託の単に人件費のアップだけじゃなくてね、処理している量の増減によっても何か少し変えられるようなことも要素の中で今後検討してもらいたいというふうに思います。要望にしておいてください。

○委員長 要望です。お願いいたします。ほかにもございますか。

○柴田博委員 小野の水処理センターの件ですけれども、先ほどの説明の中で塩尻市分ってということで、処理料等説明されていましたが、これはどこかで測定しているのか、それとも人数割、世帯割か何かで案分して計算しているのか、その辺についてはどうでしょう。

○下水道課長 この費用負担につきましては、上田処理区を統合するときに辰野町と協定を結びまして、その協定の中で処理量とか面積で案分をさせていただきます。その協定に基づきまして負担をしております。

○柴田博委員 それは、実際にははかかっていないということだと思うんですけど、そんなに狂いはないですかね。

○下水道課長 固定しているもので負担割合を決めておられますので、その辺の誤差はないというふうに認識しております。

○委員長 よろしいですか。ほかにもございますか。

○篠原敏宏委員 2点ほど教えていただきたいと思います。決算書80ページの下水道使用料の中の内訳、公共下水道、公共関連特環、櫛川特環、小野特環というふうに、あれなんです、この公共関連特環っていうものがどういうものなのか、ちょっとこれを教えていただきたいと思います。

○下水道課長 公共下水道、特環下水道というのはそれぞれ処理場を持たなければいけないんですけども、公共関連特環というのは、処理場を持たずに公共へ入れているという下水道でございます。

○篠原敏宏委員 それは、例えば公共っていうのは、市役所なんかもそれに入っていくと。

○下水道課長 公共下水道というのは、市街地と市街地の周辺が公共下水道ということでございます。

○委員長 篠原委員、またよく勉強してもらって。

○篠原敏宏委員 そうですね。もう1件。先ほど説明がありましたが、これは90ページの委託料の内訳の中の管渠の耐震化、先ほど説明ありましたが、もう一度、耐震化というのはどこをどういうふうにやるのを耐震化というか、もう一度説明をお願いします。

○下水道課長 耐震化事業というのがございますが、マンホールと管渠の継ぎ手部分の耐震化を図るというものでございます。内容につきましては、地盤の液状化によるマンホールの浮上防止、それとマンホールと既設管のところの可とう管への設置ということの耐震化を図ることでございます。

○篠原敏宏委員 その場合、場所を特定をして多分やると思うんですが、重点的にやる場所とかっていうのは、方針とか基準とかがあるわけでしょうか。

○下水道課長 先ほども申し上げましたように、重点的にやるのは、緊急輸送路、幹線管路というところで、それと緊急施設、病院とかそういうものの公共施設でございます。

○篠原敏宏委員 わかりました。

○委員長 理解しましたか。

○篠原敏宏委員 はい。

○委員長 大丈夫ですか。ほかにございますか。

なければ一応質疑、打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 議案第9号については、可決及び認定すべきものと決しました。

それでは、10分間休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時33分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。次に進みます。

○委員長 議案第10号平成28年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、決算書107ページをお願いします。ここは、1の概況でございますので省略させていただきます。

109ページですが、ここにつきましては、議会議決事項等が記載してございます。

それでは110ページ、お願いします。ここについては、職員に関する記載等でございます。

111ページをお願いします。工事になります。ここは施工した6件、1,247万円余の工事概況等を記載してございます。

112ページをお願いします。3の業務になります。初めに、1の業務量のアの農業集落排水事業でございますが、上から4段目の平成28年度水洗化人口は5,666人で、前年度と比べ69人、1.2%の減となっております。次に、その4つ下の水洗化率は92.3%で、前年度と比べ0.5%の増となっております。

続きまして、イの有収水量でございますが、28年度の年間処理水量は52万6,342立方メートルで、前年度と比べ488立方メートル、0.1%の減となっております。その下の28年度の年間有収水量は47万3,509立方メートルで、前年度と比べ8,797立方メートル、1.8%の減となっております。その下の有収率は90.0%と、前年度と比べ1.5%の減となっております。次に、ウでございますが、污水管の延長状況が記載してございます。

次に、113ページをお願いします。ここについては、後ほど明細書のほうで説明させていただきますので省略させていただきます。

続きまして、114ページをお願いします。4の会計になりますが、ここに契約が1,000万円以上の工事契約1件と、契約金額200万円以上の委託4件の明細を記載してございます。

次に、その下の企業債の概況でございます。アの借入状況ですが、28年度の借入れはございませんでした。

次に、イの償還状況につきましては、償還した元金176件1億9,693万円余、支払利息は176件、5,509万円余を合わせた合計2億5,202万円余を元利償還をしてございます。なお、この明細については139から144ページをごらんいただきたいと思います。これにより、28年度の未償還残高は24億5,272万円余となっております。前年度より1億9,693万円余減となっております。

続きまして、130ページをお願いします。3の収益費用明細になります。税込みで記載してございます。主なものについて説明をさせていただきます。収益の部、1款農業集落排水事業収益1項営業収益1目農業集落排水施設使用料の1億437万7,000円余につきましては農業集落排水施設使用料で、前年度と比べ176万8,000円余、1.7%の減となっております。この使用料の算定となった有収水量は、47万3,509立方メートルで、前年度と比べ1.8%減となっております。また、収納率につきましては98.7%で、前年度より0.1%増となっております。

次に、2目他会計負担金の1億8,522万7,000円につきましては、総務省の繰出基準により一般会計からの繰り入れでございます。

次に、2項営業外収益5目長期前受金戻入の1億4,831万5,000円余につきましては、過去において建設工事に伴い、その財源として交付された補助金負担金について、貸借対照表で計算した上で、減価償却費の

見合い分を順次収益化したものでございます。私からは以上です。

○下水道課長 私からは費用の部、131ページになりますが、その主なものについて説明をさせていただきます。1款農業集落排水事業費用1項営業費用1目管渠費20委託料の2つ目の黒ボツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託442万8,000円でございますが、8農業集落排水処理区にありますマンホールポンプ61カ所の点検と清掃等の管理委託料でございます。

次に、23修繕費の一番上の黒ボツ、マンホールポンプ修繕費953万4,240円でございますが、ポンプのオーバーホール、非常通報装置1基等の交換を行ったものでございます。

132ページをお願いいたします。2目浄化センター費20委託料の一番上の黒ボツ、農業集落排水処理施設維持管理業務委託料1,663万2,000円でございますが、農業集落排水8処理場の管理委託料でございます。その下の黒ボツの汚泥収集運搬業務等委託料1,472万2,928円でございますが、農業集落排水の各処理場で発生いたしました汚泥を衛生センターまで運搬した委託料でございます。

次に、23節修繕費の1,236万7,080円でございますが、農業集落排水8処理場のばっ気装置ほかの修繕を行ったものでございます。

その下の28節動力費1,237万444円でございますが、農業集落排水8処理場の稼働に伴います電力使用料でございます。私からは以上でございます。

○経営管理課長 続きまして、その下の6目業務費35節負担金の606万9,000円につきましては、使用料徴収業務にかかわる経費で、水道事業会計へ支払った負担金でございます。

続きまして、134ページをお願いします。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息でございますけれども、先ほど説明したとおりの利息でございます。

次に、3目の消費税でございますが、405万4,000円余につきましては、28年度の消費税の納付額でございます。

次に、135ページをお願いします。4の資本的収入支出明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。収入の部、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金の6,506万7,000円につきましては、総務省の繰出基準により一般会計から繰り入れしたものでございます。以上でございます。

○下水道課長 136ページをお願いいたします。支出の主なものについて申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費3目農業集落排水事業処理場建設費26工事請負費は844万5,600円でございますが、農業集落処理8処理場のうち2処理場の積算記録計の更新等を行ったものでございます。2項1目1節の企業債償還金1億9,693万4,669円につきましては、過去に借入れをいたしました企業債元金の償還金でございます。私からは以上でございます。

○経営管理課長 続きまして、121ページをお願いいたします。損益計算書になります。1年間の経営状況をあらわすものでございます。1の営業収益、2の営業費用、それから3の営業外収益を引いて4の営業外費用を差し引き、最終的に特別損益を差し引きまして、一番下になりますけれども、当年度末処分利益剰余金が9,005万3,341円ということになります。

続きまして、124ページ、125ページをお願いいたします。貸借対照表になりますけれども、資産の部でございますけれども、固定資産、流動資産合計しまして、資産合計になりますが、65億7,684万8,000

0円余となっております。

次に、125ページになりますが、負債の部ということで、固定負債と4の流動負債の合計、5の繰延収益の合計を合わせまして、54億3,848万7,000円余が負債合計となっております。

その下の資本の部につきましては、6の資本金、それから7の剰余金を合わせまして、一番下の負債資本合計は、資産合計と同額の65億7,684万8,000円余となっております。

続きまして、122ページをお願いします。剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。当年度未処分利益剰余金の9,005万3,341円の処分について、議会の議決をお願いするものでございまして、その案が表の右に記載したとおり、当年度純利益となった4,277万3,096円を減債積立金に、その残り4,728万245円を自己資金へ繰り入れるものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、委員より御質問ございますか。

○柴田博委員 112ページの業務っていうところですけれども、それぞれ8カ所の処理場をまとめて書かれているわけですが、これをつくるための8カ所分のやつは、それぞれの表も多分あると思うんですけど、そんなのがわかれば、処理人口でありますとか、水洗化率ですとか、処理量とかいうようなものが書いてあるものがあるれば、後でいいんで、いただきたいんですけど。

○下水道課長 後ほど資料、御提示させていただきます。

○柴田博委員 お願いします。

○委員長 ほかに、委員よりございますか。

○柴田博委員 じゃあ、もう1点、済みません。114ページのところで、上から2つ目の表で処理場の維持管理ですけども、これは8カ所全部同じところで管理しているということでもいいんですか。

○下水道課長 同じ業者が管理をしております。

○柴田博委員 それは、毎年契約してやっているのか、それとも同じところがずっとやっているのか、その辺はどうですか。

○下水道課長 毎年契約ということでございます。

○柴田博委員 毎年変わる可能性もあるということ。

○下水道課長 3年に1回の入札をもちまして、後の2年間は随意契約というスタイルでっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○永井泰仁委員 決算説明資料の34ページのところにですね、まず、水洗化率が92.3%ということで上がってきて大変いいんですが、これはもっと高めるような何かこれ、法律だか条例だかでは、強制とは言いませんけど、何か高めるようなそういう指針というものはあるわけですか。

○下水道課長 ルール的には、下水道を施工し、汚水ますをつけて施工してから5年以内というルールがございまして。ただ、それ今、委員さんおっしゃったように、強制的にはできないものですから、その都度設置してくださいというお願いをしているところでございます。

○永井泰仁委員 次の35ページですね、企業債残高対使用料収入比率のパーセンテージが、28年度ですか、2,537.9、それから27年度が2,696.0ということで、大幅に三角の158.1ということですが、ここに極端に数字が変わってきた要因は何でしょうか。企業債現在高。使用料収入。35ページのね、説明資料

の真ん中辺の企業債残高対使用料収入比率。ちょっとね、極端に。

○委員長 これね。わかりますか。すぐ答弁できますかね。

○経営管理課長 ちょっと詳細はわかりませんので、後ほどまたお答えさせていただきたいと思います。

○委員長 では、後ほど答弁を求めます。永井委員、よろしいですか。

○下水道課長 済みません。先ほどの永井委員さんの水洗化率のアップの関係で間違いがございましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。5年ルールというのは公共下水道の場合でございまして、農業集落排水事業の場合は5年というルールはございませんので、訂正をさせていただきます。

○永井泰仁委員 それで農集排の場合にはお願いするっきりで、えらい法的とか条例でもって上げるような拘束力っていうのはないってことですよ。

○下水道課長 法的な拘束力はございません。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。

ないですので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

ないので採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については、可決及び認定すべきものと決しました。

これで上下水道関連の決算は終わりましたが、全般を通して何か御意見ございますか、委員のほうから。

永井委員、いいですか。

じゃあ、私から一言だけ。水源の保全等に、地元で産廃の処分場とあって今勉強をしているところなんです、駒ヶ根市さんとか拝見する中で、塩尻市は湧水とか少ない中で、松塩にほとんど頼っているという中で、現状の上西条だったりですね、それから片丘周辺のそういった水源地の保全、もっと言えば土地の保全とかその辺、研究とか考え方、少し部長さんでも副市長さんでもいいんですが、答弁いただければなと思います。

○水道事業部長 主に水源の保全ということになりますと、やはり山林というような形になりまして、それに伴います表流水を扱っているところが、床尾浄水場の水源が境沢といいまして、上流部が山林でございます。それとあと檜川浄水場のほうの上流部、それとあと片丘浄水場の上流部というような形でございまして、おおむね見る範囲の中では、国有林とかそういった形の市有林とあっていうところで、私林というところの部分が少ないという部分も前に調査した経過はございます。そういったことで今後、森林保全についてどうするかということはビジョンの中でも検討するような形になっておりますので、考えていかなきゃいけないというふうには考えております。

○委員長 ぜひおいしい水を次の世代にお願いしたいと思います。

一応、午前中の審査はこれで終わりにしたいと思います。

なお、午後ですが、この後13号、それから17号、18号については一括の議題として取り扱いたいと思います。それから、その後の19、20、21、22号についても一括の議題として取り扱いますので、説明をそのような形でお願いをいたします。

それでは、午前中の審査をここまでにして、午後1時より再開をいたします。以上です。

午前11時53分 休憩

午後 0時59分 再開

○委員長 それでは若干早いですが、皆さんお集まりですので、休憩を解いて再開をいたします。

○下水道課長 申しわけございません。さきの丸山委員さんの質問の中で誤りがございましたので訂正をさせていただきます。決算書の85ページのところでございます。木曾広域連合の負担金とは何かという御質問でございましたけれども、この質問の中で、この負担金は檜川処理場の建設負担金とお答えをしましたが、木曾町にあります汚泥処理施設の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

○委員長 丸山委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

○下水道課長 さきの御質問の中で、柴田委員さんからの農業集落排水事業の各処理場の内訳をという御質問がございましたので、その内訳につきまして資料ができましたので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

説明をお願いします。

○下水道課長 この8処理場の水洗化人口、水洗化率、処理水量という質問でございましたが、表の中の農集計というところで、水洗化人口5,666、水洗化率92.3%ということでございます。また、処理水量につきましては、合計欄の52万6,341.6立米ということでございますので御確認をお願いいたします。

○柴田博委員 水洗化率のところ、それぞれ処理場によって大分差があるんですけども、その辺についてはどんなふう考えていらっしゃいますか。

○下水道課長 これにつきましても、いろいろ各家庭の事情等がございますし、水洗化率のアップにつきましては、さきの永井委員さんの御質問でお答えしたように、アピールをして接続していただくようお願いをしていくものでございます。

○柴田博委員 それは、日常的にやっているということですか。

○下水道課長 正直なところ、積極的にはPRをしておりますが、折を見て接続していただくようお願いをしておるところでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ちなみにこれ、加入する場合の負担金というのは。

○下水道課長 負担金につきましては、各処理場ごと金額が違いますので、ちょっと金額的には覚えがございませんが、各処理場をもって賦課をさせていただいております。

○委員長 わかりました。ほかに行政側からありますか。

○経営管理課長 永井委員さんからのですね、企業債残高対使用料収入の比率が昨年よりも下がってきたが、その状況についてということでございますけれども、企業債残高がですね、年々下がってきております。使用料も若干ですが下がってきておりますけれども、今後ですね、起債のほう、借りる予定はございませんので、年々、この率については下がっていく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○永井泰仁委員 今後起債を借りる予定がないという話ですが、エプソンへ持っていく水道にかかわる財源の確保はどんなふうに行っていますか。



○**経営管理課長** エプソンに係るものにつきましては、今後またエプソンとの負担金の話やら、これが出てきますので、12月の補正にまたお願いをするものでございますけれども、この農業集落については起債の予定はないということでございます。

○**委員長** よろしいでしょうか。ほかにいいですかね。

それでは、引き続き審査に移りたいと思います。

---

**議案第13号 塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例**

○**委員長** 議案第13号塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○**産業政策課長** それでは、議案関係資料の17ページをお願いいたします。議案第13号塩尻市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

1、提案理由は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の一部が平成29年7月31日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2、概要は、引用している法律の題名を改めるものなどでございます。

3、条例の新旧対照表、これにつきましては、後ほど説明いたします。

4、条例の施行等、公布の日から施行するものでございます。

それでは、おめくりをいただきまして、資料の18ページをごらんください。まず、現行の第1条をごらんください。この条例は以下、下線の部分でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の題名が改正案の第1条に移りまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されました。法律の略称名で申し上げますと、企業立地促進法が地域未来投資促進法に改正されたものでございます。これに伴いまして、条例の題名中、企業立地の促進等を地域経済牽引事業の促進に改めております。また、条例の第1条3行目、産業集積の形成及び活性化を地域経済牽引事業の促進に改正するなど、法律の改正に合わせまして必要な条例の改正を行うものでございます。私からの説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より質問ございますか。

いいですかね。

それでは、自由討議を省いて討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第13号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

**議案第17号 塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定について**

**議案第18号 塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定について**

○**委員長** それでは、次は議案第17号及び18号を議題といたします。議案第17号塩尻市塩尻駅前広場の指

定管理者の指定について並びに議案第18号塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案関係資料の27ページをお願いいたします。まず、議案第17号塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者の指定について説明いたします。

1、提案理由は、塩尻市駅前広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要は、塩尻市塩尻駅前広場の指定管理者に次の者を指定するものでございます。

(1) としまして塩尻市塩尻駅前広場、ア、施設の所在地、塩尻市大門八番町561番1。イ、指定の相手方、塩尻市大門一番町12番2号株式会社しおじり街元気カンパニー代表取締役小松直氏。ウ、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

(2) 塩尻市塩尻駅西広場でございます。ア、施設の所在地、塩尻市大字大門548番3でございます。イ、ウにつきましては(1)と同様でございます。

この塩尻駅前広場は、塩尻駅前における公衆の利便並びに通行の安全及び円滑を図ることを目的としまして、昭和57年5月に開設しております。自家用車駐車場63台、バス整理場6台、タクシー駐車場18台、駅前広場で構成をしておりまして、平成28年度は年間約12万台の駐車場利用がございました。

続きまして、議案関係資料をおめくりいただき、28ページをお願いいたします。議案第18号塩尻市大門駐車場の指定管理者の指定について説明いたします。

1、提案理由は、塩尻市大門駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2、概要、塩尻市大門駐車場の指定管理者に次の者を指定するものです。

(1) 施設の名称、塩尻市大門駐車場。

(2) 施設の所在地、塩尻市大門一番町7番16号でございます。

(3) (4) につきましては、前号と同様でございます。

この大門駐車場は、市街地における道路交通の円滑化及び駐車 の便宜を図り、もって中心市街地の活性化を図ること等を目的としまして、平成3年4月に開設をしております。駐車可能台数は511台ございまして、平成28年度は年間約41万台の利用がございました。

それでは、議案のですね、第17号、18号の共通事項でございます。候補者決定の経緯でございますが、本年6月6日から7月5日まで指定管理者の公募を行いました。それに対しまして、応募者は株式会社しおじり街元気カンパニーの1者でございました。7月14日に指定管理者選定審査会を開催し、プレゼンテーション、質疑、審査を経まして候補者と選定されましたので、本議会で議決を求めるものでございます。

選定の理由は2点ございます。1点目は、まちづくりのランドデザインにより、にぎわいが図られることが可能になるような取り組みが期待できる点、2点目は、民間出資による事業体で駐車場収入を原資とした取り組みが期待できる点でございます。私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、委員より質問ございますか。

○永井泰仁委員 指定管理者の経緯はよくわかりましたが、指定管理料のほうはですね、これはこれまでと同じ

金額でお願いをするのか、あるいは30年から35年、増額で契約されるのか、その辺はどうなっていますか。

○産業政策課長 指定管理料につきましては、駐車場の収入をもって当たるため、お支払いを現在していませんし、今後の5年間もですね、同様の措置となります。私からは以上です。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 大門駐車場のほうですけど、大門駐車場っていうとどこまで入るわけですか。東側と西側にそれぞれ平面の駐車場がありますよね。あれも含めてなのか、そうでないのか、そこをお願いします。

○産業政策課長 立体駐車場のほうのみになります。

○柴田博委員 そうすると、西側に前からある1列にずっと並ぶ無料の駐車場があるし、それから東側には新しく有料の駐車場ができたと思うんですけど、その管理は誰がどのようにやっているわけですか。

○産業政策課長 担当の係長から答弁いたします。

○産業企画・商工係長 西側の平面駐車場に関しましては、従来整備させていただきまして、この指定管理に含まれてございます。今年度平成29年度に整備されました東側の平面駐車場に関しましては、この指定管理に含まれていない街カン独自のものです。

○柴田博委員 そうすると、東側のことしできたやつはどこが実際には管理しているわけです。

○産業企画・商工係長 ことしできた駐車場につきましては、しおじり街元気カンパニーが直接管理をしております。

○柴田博委員 駐車場に整備するときの費用も含めて全部やっているわけですか。

○産業政策課長 そのとおりでございまして、整備する費用もですね、街元気カンパニーのほうで負担をして整備をしております。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 関連してお聞きします。東側にできた駐車場は西側と同じような料金体系といいますか、つまりえんぱ一くのほうでスタンプを押してもらって6時間無料で、買い物などした場合に3時間無料っていうようなことなので、私は同じようにやっているのかなというふうに、管理のかなと思ったんですが、それでちょっとお聞きしたいのが、店舗で入っている人たちはスタンプを押した場合に、何らかのお金を負担しているのかなと思うんですけど、その辺ってどのような割合なのか、えんぱ一く側とそれからそれぞれの中心市街地の店舗なり、ウイングロードの中の店舗、ちょっとそこのところ、大門の関係を教えてください。

○産業政策課長 ウイングロードに入っている店舗やですね、えんぱ一くとか、負担をいただいておりますが、ちょっと細かい資料がございませんので、後ほど整えまして答弁をさせていただきます。

○丸山寿子委員 それから、済みません。駅前ですけど、駅前は30分無料で、それはその駅を利用する人の便宜も図っていると思いますが、ただちょっと思うに、大門の商店街の店舗に比べて、何ですかね、利用したら何時間無料になるとか、そういうことがないので、駅の周辺のいろいろな店舗の人たちにとっては、ちょっと不利な面もあるかなというようなこともちょっと思うときがあるわけなんですけど、例えば飲食なんかだったら、ちょっとやっぱり行きにくいなっていうふうに市民とか利用者は思うので、ちょっとその辺についても、ちょっとわかったら、後でいいので教えてください。

○産業政策課長 委員御指摘の点につきましてですね、ちょっと今後どういうふうに対応するかも含めまして、後ほど答弁をさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。駅の料金の規定もつけて説明してもらえばわかりやすいと思うので、お願いします。ほかにございますか。

済みません、じゃあ、私から。結局、まちづくり会社のほうのちょっと決算書まで見てないんですけど、実際、駐車場料金の利益とか、その辺、指定管理料はただでやるんで、みんな会社のほうの収益に入っていると思うんですけど、一応市営大門の駐車場と駅前と、あと広丘の駅は、あれは振興公社かな、ちょっとわかれば台数とお金だけ、広丘も街カンでしたっけ。直轄か。ちょっと3つ、また後ほどというか、きょうじゃなくてもいいので、また教えてください。

ほかにも委員よりよろしいですか、質問のほうは。

それでは、質疑を終結して、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第17号並びに18号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号及び18号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

議案第19号 塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

議案第20号 塩尻市檜川地区定住促進住宅の指定管理者の指定について

議案第21号 塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定について

議案第22号 塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定について

○委員長 議案第19号塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について並びに第20号塩尻市檜川地区定住促進住宅の指定管理者の指定について並びに第21号塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定について並びに第22号塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定についてを一括で議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の29ページから32ページになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議案第19号塩尻市特定公共賃貸住宅、また20号檜川地区定住促進住宅、また21号雇用促進住宅、22号北小野地区若者定住促進住宅、この4件の住宅につきましては本年度指定管理者の募集ということで一括して公募させていただいたものでございます。6月7日から7月6日まで公募をかけさせていただき、7月14日、選定審査会において審査をする中、今回議会に御提案をするものでございます。

それでは、1つずつ御説明を申し上げます。議案第19号、29ページでございます。塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定についてということでございます。

提案理由でございますが、塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第24条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございます。塩尻市特定公共賃貸住宅の指定管理者に次の者を指定するものでございます。特定公共賃

貸住宅というものでございますが、こちらでございますが、中堅所得者の雇用の用に供する賃貸住宅でございます。市内4団地12棟24戸でございます。

それでは、詳細の物件について御説明申し上げます。

(1) 贄川団地A及び共同施設。ア、施設の所在地、塩尻市大字贄川2081番地の2。イ、指定の相手方、長野県大字南長野南県町1003番地1。長野県住宅供給公社理事長、太田寛でございます。ウ、指定の期間でございますが、平成30年4月の1日から平成35年3月31日までの5年間ということでございます。

(2) 贄川団地B及び共同施設でございます。先ほど(1)でございました贄川団地Aと贄川団地Bの共同施設でございますが、こちらは共用の児童遊園とそれぞれの駐車場ということでございますので、よろしくお願ひします。ア、施設の所在地、塩尻市大字贄川2090番地の10でございます。なお、イ、指定の相手方、ウ、指定の期間につきましては同様でございます。

(3) 平沢団地及び共同施設、こちらの共同施設については駐車場でございます。ア、施設の所在地、塩尻市大字木曾平沢1919番地の4。指定の相手方、指定の期間については同様でございます。

(4) 奈良井団地及び共同施設、こちらの共同施設は駐車場でございます。ア、施設の所在地、塩尻市大字奈良井72番地の1でございます。相手方、期間につきましては同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、30ページ、檜川地区定住促進住宅の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由、塩尻市檜川地区定住促進住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございます。塩尻市檜川地区定住促進住宅の指定管理者に次の者を指定するものです。こちらの檜川地区定住促進住宅というものでございますが、檜川地区における定住人口の増大を図るための住宅でございます。2団地3棟18戸でございます。

(1) 宮下団地及び共同施設でございます。こちらの共同施設は駐車場でございます。ア、施設の所在地でございますが、塩尻市大字木曾平沢2228番地の72でございます。指定の相手方、指定の期間については、先ほど同様でございます。

(2) 奈良井宿中町団地及び共同施設。こちらの共同施設は駐車場でございます。ア、施設の所在地、塩尻市大字奈良井342番地の1でございます。指定の相手方、指定の期間については同様でございます。

続きまして、31ページ、塩尻市雇用促進住宅の指定管理者の指定についてということでございます。

提案理由でございます。塩尻市雇用促進住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要でございます。塩尻市雇用促進住宅の指定管理者に次の者を指定するというものでございまして、この雇用促進住宅でございますが、勤労者の生活及び就業の安定を図るための住宅でございまして、1団地2棟80戸でございます。

(1) 施設の名称でございますが、みどりが丘住宅及び共同施設という形になっております。こちらの共同施設でございますが、集会所、児童公園、駐輪場、ごみステーションでございます。

(2) 施設の所在地でございますが、塩尻市大字広丘堅石2145番地149でございます。指定の相手方、指定の期間につきましては、先ほど同様でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、32ページ、塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、塩尻市北小野地区若者定住促進住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございます。塩尻市北小野地区若者定住住宅の指定管理者に次の者を指定するものですということで、北小野地区若者定住住宅につきましては、北小野地区における若者と定住人口の増大及び地域の活性化を図るための住宅でございます。1団地2棟12戸でございます。

(1) 施設の名称ですが、塩尻市北小野地区若者定住促進住宅及び共同施設ということで、こちらの共同施設につきましては駐車場でございます。施設の所在地、塩尻市大字北小野2885番地の4。指定の相手方、指定の期間につきましては同様でございます。私のほうは以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問等、委員よりございますか。

○柴田博委員 例えば19号ですけど、これ(1)から(4)まであって、それぞれ同じことを繰り返しているんですけども、これはそれぞれ(1)は贄川団地のA棟で、これはこれで契約を結んで、それぞれ別々に契約を結ぶということなのか、それとも特定公共賃貸住宅一括で結ぶものなのか、この書き方だと別々にわざわざするんでこう書いてあるのかなと思うんですけど、どうですか。

○建設課長 前段でちょっとお話をさせていただきましたけれど、こちら先ほど19号から22号までの団地につきましては、全て1本で公募をかけさせていただきました。全て1つの会社として応募をしていただきたということでしたものでございます。それで、1件1件今言われました贄川団地Bとか、御説明はさせていただきましたが、こちら19号から22号までにつきましては、それぞれの団地につきまして条例がございまして、そういう関係上こういった形の御提案という形となっておりますのでよろしくお願ひします。

○柴田博委員 そうすると、例えば贄川団地Aと贄川団地Bというのは条例が違うということなんですか。

○建設課長 条例といたしましては、特定公共賃貸住宅としての1つの条例でございます。

○柴田博委員 でしょ。すると一緒にいいよね。わざわざアからア、イ、ウと書いてあるやつをそれぞれのところにみんなつけて別々に書いてあるんで、それぞれ別々に契約するのかなと思ったんだけど、そうでなければ(1)から(4)まで住宅の名前だけ書いて、あとは全部1つ書けばいいことだね。

○建設課長 補佐のほうから説明申し上げます。

○総務管理係長 記載の方法につきましては、御指摘のとおり特定公共賃貸住宅という1つのくくりでございますので、こちらの記載方法等につきましては、今回御容赦いただきたいと思いますが、次回以降、行政係とも検討をさせていただきたいと考えております。

○委員長 柴田委員、よろしいですか。

ほかによろしいですか。いいですか。

じゃあ、私から1点だけ。いつも聞いて、忘れて済みません。雇用促進住宅、起債の償還はことしでしたっけ。31年でしたっけ。

○建設課長 起債の償還につきましては、平成31年度までということでございます。償還ですね。31年度までということでございます。返済です。

○委員長 済みません。若干素人の質問で申しわけない。その後のいわゆる施設の運用等について縛りが一応なくなるという理解でいいのでしょうか。

○建設課長 そのとおりです。

○委員長 ちなみに何か、そろそろ研究とかは、行政側でしていることはあります。

○建設課長 今年度、住宅の関係につきまして、長寿命化計画という形で今、策定をしているところです。その中におきましても、そこができればいいなどは思っておりますが、なかなか難しいところございますので、先日もお話し申し上げましたけど、現在公営住宅につきましてはアンケート調査等を行っております。そこら辺を把握する中で、また考えていければと思っております。

○委員長 わかりました。個人的な意見で大変恐縮ですが、非常にいい場所なので、もちろん長く使うこともいいと思いますが、いろんな方に土地の可能性をちょっと研究していただければなというふうに要望にしておきます。

それではですね、質疑を終結し、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第19号並びに20号、第21号、第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号から22号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第24号 市道路線の認定について

○委員長 議案第24号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の40ページ、41ページをお開きください。市道路線の認定についてということでございます。

提案理由につきましては、市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、新たに1路線を認定するものでございます。こちら、開発事業に伴います市道認定でございます。路線番号5409、路線名、町区宮沢線。地区は町区になります。場所につきましては、右の41ページをごらんいただければと思います。中町交差点から北西の場所になります。東側に市道0109号、五千石街道線と西側、市道5187号、町区北浦道線を結ぶ道路となっております。

詳細でございますが、延長約67メートル、幅員6メートル、片側に自由勾配側溝を設けたものでございます。

現在の状況ですが、こちら区画数、開発に伴いまして10区画が造成されております。今2区画が建設中という状況でございます。以上が今回、市道認定をする路線でございます。

参考といたしまして、今回提案させていただくことによりまして、市道路線数は1路線増の2、494路線、総延長距離は67メートル増の89万1、124メートルになります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長 それでは、委員より御質問ございますか。

○永井泰仁委員 この開発に伴うこの周辺の雨水処理はですね、浸透ますなのか、あるいはここのそれぞれの市道の側溝のほうへ接続して流すのか、どんな状況を考えていますか。

○建設課長 こういった開発道路を開発する場合につきましては、開発業者と帰属の関係で都市計画法の32条の協議というものを行っております。今回の開発におきましては、今御説明させていただきましたけれど、浸透ます処理は行っておりません。現状の宅地10区画につきましては、それぞれ個別の宅内処理の地下浸透のますを全て設置してございまして、今回の道路用地から出る雨水につきましては、雨量強度、またそこら辺を鑑みながら、下流の先ほどお話ししました5187号線町区北裏道線の側溝で十分賄えるという形でのものが出てきましたので、そういった形での対応をさせていただいているところでございます。

○永井泰仁委員 そうすると、この5409の道路側溝は、どのくらいのサイズのものを。

○建設課長 通常この道路、67メートルでございまして、自由勾配側溝の300型でございまして。

○永井泰仁委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、質疑を終結して自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第24号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

そうしましたら、次へ進みます。

---

## 議案第25号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○委員長 議案第25号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費についてを議題といたします。説明を求めます。

○森林課長 それでは、議案第25号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。別冊となっております議案第25号の一般会計補正予算の18、19ページをお開きください。

6款農業水産業費2項林業費1目林業総務費につきまして、1,700万円の増額補正をお願いするものでございます。

19ページの説明欄をごらんください。林業被害対策事業諸経費の1つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料700万円でございますが、これは松くい虫被害対策としての松枯損木処理経費の増大に伴いまして補正増をお願いするものであります。今年度の松くい虫被害の状況でありますけれども、8月末現在で市内28カ所で被害が確認されておりまして、昨年同期と比べますと、4カ所の増加にとどまっております。一方、枯損木処理件数は、ほぼ昨年1年間の処理件数に達しておりまして、予算も足りない状況となっております。今年度につきましては、市民の方や事業所からの松枯れ情報が昨年の倍のペースで市に寄せられております。このことは、



市民の松枯れに対する意識が高まっていることを示しており、歓迎すべきことと思っておりますけれども、これらの情報の増加に伴いまして枯損木処理経費も増大しているものでありまして、今回枯損木処理の委託料700万円の増額を計上するものでございます。次に、2つ目の黒ポツ、森林病虫害防止対策事業委託料1,000万円であります。こちらにつきましては、松くい虫被害対策の新たな取り組みといたしまして、一定区域のアカマツを伐採しまして樹種転換をすることにより、緩衝帯を設けて被害拡大を防ごうという対策、これに係る経費であります。松枯れを引き起こします線虫を媒介するマツノマダラカミキリ、このカミキリムシの活動域は、主に標高850メートル以下とされておりますし、その飛翔距離は2キロメートルから2.5キロメートルくらいというふうに言われております。また、被害は市北部に集中して発生しておりまして、赤城山を初めとした松本市方面から侵入してきているというふうに見受けられるところでございます。そこで、東山山麓の山林におきまして、標高850メートル以下で、かつ赤城山及び松本市境から2.5キロ以内、この区域の中のアカマツを伐採しまして、一定区間アカマツのない山林をつくり出すことによりましてカミキリムシの自然飛翔による侵入を防ごうという対策であります。今年度の実施予定はFパワー事業地の周辺にあります塩尻市有林2.4ヘクタール、これと小丸山グラウンド北側の山林0.9ヘクタール、合計3.3ヘクタールの整備を予定しておりまして、残るのは約10ヘクタールありますけれども、来年度以降、地権者の同意を得ながら速やかに実施してまいりたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

**○産業政策課長** 続きまして、7款商工費1項商工費3目木曾漆器振興費の説明欄、木曾漆器振興事業の地場産業センター運営補助金300万円の増額補正でございます。こちらは、塩尻木曾地域地場産業振興センターの今後の運営に資するため、経営計画、改修計画を策定するための費用を地場産業振興センターに補助金として交付するものでございます。経営計画は、まず過去10年間分の経営分析を行います。それを踏まえまして、今後1年間の短期的、3から5年の中期的、10年の長期的に取り組むべきこと、改善すべきことを経営的視点かつ公益性、収益性の両面から取りまとめまして、計画を策定いたします。この経営計画策定業務の委託料に216万円、交通費に8万4,000円を計上しており、中小企業の再生を支援します長野県の外部機関でございます長野県中小企業再生支援協議会から紹介をされまして、今回の案件に適しました中小企業診断士に委託をする予定でございます。また、施設の改修を想定いたしまして、今後の効率的な経営を目指した改修を行うための計画策定費用としまして75万6,000円を計上しております。今後の施設規模の協議していく上で必要な基礎資料として複数のパターンを想定し、改修の概算費用も含めた改修計画を策定してまいります。この経営計画と修繕計画を相乗的に、さらには木曾漆器の関係者はもとより地域の皆様の意見も聴取しながら策定することで、今後の持続的な地場産業振興センターの運営を検討してまいるところでございます。私からの説明は以上でございます。

**○ブランド観光課長** 同じく商工費5目観光費について御説明申し上げます。説明欄をお願いいたします。観光施設整備事業、営繕修繕料につきまして、10万5,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、高ボッチ高原ビューポイントの山岳表示板の修繕に伴うものでございます。なお、財源といたしましては、長野銀行の地域応援キャンペーンということで、今年度塩尻市の高ボッチの環境整備ということでキャンペーンの支援をいただくことになっておりまして、そちらを活用するものでございます。私からは以上です。

**○建設課長** それでは、引き続きましてその下、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、1つ目の白丸、道路維持改良事業、1つ目の黒ポツ、重機借上料200万円でございます。こちらにつきましては、土砂の堆積に

伴いまして閉塞した側溝の土砂上げを行うものでございます。特に町なかにおいて閉塞した側溝が多く、今回機能の回復を図らせていただくものでございます。

続きましてその下の白丸、道路維持補修事業、1つ目の黒ポツ、維持応急工事300万円ですが、こちらにつきましては、市内各地区において網蓋を含めた側溝のコンクリートの劣化が激しいところがございます。その関係で落下及び鉄筋の露出等による危険解消のため修繕工事を行いたいものでございます。

1枚おめくりいただきまして、20ページ、21ページ、3目道路新設改良費、1つ目の白丸、生活道路整備事業2、720万円でございます。1つ目の黒ポツ、分筆測量等委託料960万円でございますが、市道棧敷公民館東線の改良工事に伴う分筆と、こちら北熊井地籍でございます北熊井集会所周辺の隣接する現況道路と周辺の赤線との解消を図るための分筆の費用でございます。その下、市道新設改良工事1、760万円でございますが、こちらは資料を御用意いたしましたので、また道路の改良ということでございます。委員の皆様にも今の市道の御認識をいただければと思ひまして資料を御用意いたしますので、ごらんいただければと思ひますのでお願いをしたいと思います。

○委員長 これを認めます。

説明を求めます。

○建設課長 6月にも補正をいただいたところでございますが、まだ市道の関係につきましては、著しく傷んでいる部分がございます。改良工事ということで補正をお願いする部分でございます。ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、次の白丸、幹線道路整備事業1、443万4,000円でございます。

〔「説明は」の声あり〕

○建設課長 それでは、資料を御説明申し上げます。今回補正をさせていただきます生活道路整備事業でございます。老朽化及び凍上対策ということで、7つの路線、橋梁も含めてお話をさせていただくものでございます。

1つ目としましては、吉田五区、吉田小俣線、こちらの部分につきましては、中古車センターですかね、長者原公園の北側の道路になります。そちらの部分、吉田五区から緊急要望ということで、劣化が激しいということで依頼が来ております。その部分が1の写真でございます。

次が、原新田の吉田小学校線ということで、こちら舗装改良ということで、右の写真を載せさせていただいたところですが、

また、柿沢におきましては、柿沢ハンノ木沢線ということで、こちら柿沢の区長より緊急要望ということでいただいたものでございます。こちら写真の右、測量しているところでございますが、わだち掘れ、わだちの部分が大分へこんでおりまして、真ん中見ていただければ白いような線が入っておりますが、車両がすった跡というような話になっております。なかなか一緒に下がっていただければよかったです、残ってしまったというような道路でございます。

続きまして、みどり湖団地10号線でございます。みどり湖につきましては、団地内舗装改良等、下水道ともあわせながら事業を進めているところでございますが、みどり湖団地につきましては、いまだ舗装の劣化が激しい部分があるということで、こちらのほう、挙げさせていただいているところです。

5番目、高ボッチ線でございます。こちら高ボッチ線、頂上付近になります。上っている部分ですが、両側の車道部がへこんでいるという中で、真ん中で車両がすっているというところでございます。

あと上西条につきましては、こちら木橋でございます。場所的にいいますと、上西条のみどり湖の駅の南側のほうのちょっと余り車は走らないんですけど、木橋が大分傷んでおります。こちらにつきましては、もう劣化が激しいため、早急な対応が必要ということになってございます。

下小曾部につきましては、下小曾部の北原線ということで、後ろのほうに地図がございますので、またそちらのほうを見ていただければ、そちらの場所になりますので、御確認いただければと思います。こちら木橋につきましては、劣化が激しいところが部分的にあれば、また通行に支障があるということで、対応していきたいということで、今回1, 760万円というものでございます。資料の説明につきましては、以上でございます。大変申しわけございませんでした。

続きまして、次の白丸、幹線道路整備事業費1, 443万4, 000円の1つ目の黒ポツ、測量設計調査委託料380万円でございますが、こちら新体育館建設に伴いまして高校北通線、中央スポーツ公園から西のほうに向かいまして、立体をおりていった部分になります。その部分におきまして右折レーン設置のための測量設計を行うものでございます。近隣において区画整理事業、進んでいる中、区画整理事業の換地設計等の時期と合わせると、こちら右折レーンに伴いまして用地が必要となる可能性もあるものですから、そちらのほうの対応とあわせて今回補正をさせていただくものでございます。次の黒ポツ、市道新設改良工事でございますが、市道野村大門線、通称高原通りでございますが、その部分と歯科大から東に行きます市道南熊井郷原線の交差点部分、ちょうど中華料理屋さんがある高原通りとのぶつかったところでございますが、その北側部分において一部用地取得がされた部分、また今後用地取得ができる部分がございます、その部分について、北側日立建機周辺の用地確保ということでございますが、その2カ所について待避所的な工事を行わせていただくというものでございます。

次の関連しまして黒ポツ、用地取得費の関係と合わせる中での用地取得に伴って、その部分の工事を行うというものでございます。用地取得費用687万4, 000円でございますが、その工事の箇所の用地取得でございます、すでに中華料理さんの西側の部分の住宅が今2棟建っております。その手前の道路部分につきましては、公社によりまして先行取得をさせていただいたものでございます。その部分の工事も今回行わせていただくとともに、その中華料理さんの北側のところにつきましても、用地取得一部できるということができましたので、そこら辺もあわせて取得をさせていただき、工事もあわせて行わせていただくというものでございます。

次の白丸、歩道整備事業2, 280万円でございます。こちら、1つ目の測量設計調査委託料780万円でございます。こちら、吉田地籍の市道八幡池東線、こちらちょうど今、エプソンの9号棟が建設されております南側の道路でございます。そちらの部分の歩道整備を行うための測量設計を行わせていただくというものでございます。続きまして次の黒ポツ、市道新設改良工事1, 500万円でございますが、こちらにつきましては、エプソン広丘事業所敷地内を流れております水路、太田堰がございます。1つ目は、イノベーションセンター東側の水路関係と現在建設中の9号館の脇を流れております水路がエプソンへ払い下げられることに伴いまして、その水路に流れております道路排水を切り回させていただくという工事を実施するものでございます。箇所的には3カ所を現在予定をしてございます。

続きまして次の白丸、道路施設長寿命化改修事業1, 865万7, 000円でございますが、こちら1つ目の測量設計調査委託料870万円でございます。こちらにつきましては、当市への防災安全社会資本整備事業交付

金の関係につきまして、今回内示額以下で予算化しておりましたが、内示額まで使わせていただきまして、9橋、橋梁の点検を実施させていただき、橋梁点検の進捗を図らせていただくものでございます。

それと、今後の道路補修の対応としまして、起債事業、公共施設等適正管理推進事業（仮称）でございます。長寿命化事業（道路）というものがございます。そういったものを活用を図るべく、社会基盤施設（道路）、個別施設計画の作成をさせていただきたいというものでございます。

ちょっと今言ったことの詳細の説明をさせていただきますが、現在平成29年度におきまして、国において公共施設、雑駁に言いますと、道路の長寿命化計画を立てますと、修繕に対しまして起債として交付税措置していただけるというものができました。そのために、今回その個別施設計画を立てるという形で来年度以降、そういった道路の補修に対しまして起債の対象で交付税措置30%ございますが、そういったものを活用するべく、今回計画を作成させていただくというものでございます。

また、次の市道新設改良工事につきましては、平沢の朝日橋の補修工事、橋面工事でございます。橋面の補修工事を行って事業の進捗を図るためのものでございます。

ここで1つ、説明漏れがございましたので、もう1点追加でお話しさせていただきますが、先ほどエプソン広丘事業所敷地内の水路の切りかえの関係1,500万円でございますが、こちらにつきましては、歳入の関係、補正予算12ページ、13ページをごらんいただければと思いますが、こちら土木費雑入ということで、排水路整備負担金1,500万円でございます。こちら、エプソンより負担金としていただき、市において実施をするというものでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。私からは以上です。

**○都市計画課長** 私からは4項都市計画費4目駅施設維持費、白丸、駅舎等維持管理諸経費、営繕修繕料38万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、落雷により広丘駅東口の駐輪場に設置しております防犯カメラのハブ、ネットワーク機器でございますが、そのハブと、同じく広丘駅東口ロータリーに設置してある電波時計の電波受信機部分が故障したため、修繕を行うものでございます。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長** それでは、委員より質問、御意見ありますか。

じゃあ、済みません。ほかの委員に先んじて済みませんが、森林被害対策事業諸経費ですか、19ページ。緩衝帯ということだったんですが、ちょっと聞き漏らしたんですが、Fパワーのところ、どのぐらいの幅でやるのかということと、それからこれは実際急がないといけない理由もあったと思うんですが、その辺含めてお願いします。

**○森林課長** まずですね、市有林の範囲といいますか、位置になりますが、Fパワー事業用地、征矢野ウッドパワー、ウッドパークの周辺にですね、塩尻市市有林として約2.6ヘクタールあります。ちょうど周囲を囲むようなあんばいで市有林があります。さらに地元北熊井区ですね、集約化の森林整備ということで、こちらのほうも3年ほど前から小口の所有者の同意を皆さんからいただいて、整備する範囲を大きくとって、そこで森林整備を進めていくという中でも、アカマツについては全て伐採していくという今回と同じような方法がとられております。その効果をさらに上げるためにも、今回緩衝帯をとる中では、まずウッドパワー、ウッドパークのFパワー用地のところ、地権者の同意という点では塩尻市が地権者ですので、同意はすぐとれるという中で、ここと、あとはですね、小丸山のグラウンドのところをですね、地権者の数では10人程度ですので説明し、ここか

ら取り掛かろうということでございます。

この対策の効果と申しますか、その点でありますけれども、カミキリムシが自然に飛翔する距離を超える範囲でアカマツをなくすということで、自然飛翔、自力で飛んで侵入してくるのを防ぐというのが1点。さらに、カミキリムシ自体は弱ったアカマツや枯れたアカマツに産卵して繁殖します。という中で、ある一定の区域のその部分でアカマツをなくすということ、こういうことが相応の効果を生むのだらうというふうに見込んでおります。以上でございます。

○委員長 2.4ヘクタールという非常に大きいんですが、縦何メートルで横何メートルくらいかって、2.4ヘクタール。1ヘクタール100、100メートルなんで、Fパワーの要はね、横幅で切るのか、高ボッチ方面にはどのぐらいのところまでアカマツ間引くのか、まだあれですかね。積算とか。

○森林資源活用係長 今回お願いしました緩衝帯の整備の規模ですけれども、まず征矢野ウッドパーク、上っていただきますと、両側に道がございます。まず北側でいいますと沢との間、約30メートルぐらいの間に松が自生しております。今度南側に行きますと、ちょっと正確な数字はわからないんですけども、大体50メートルから80メートルぐらいまでがパークから南側、市有林になっておりますので、そちらの幅で、東西の線におきましては、約ウッドパワーの敷地の通り沿いだということで整備させていただきます。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。ほかの委員より。

○丸山寿子委員 済みません。あわせて今のところでちょっと確認をお願いしたいんですが、赤城山はかなり本当にみんなはらはらして、吉田も片丘もですけど、ただたまたま地籍が松本市なのでってところだったんですけど、ちょっとそこまで今の現状と、それから赤城山に対して、自分のところの市ではないので、その辺どういうふうに先方とね、話をしたのかとか、ちょっとその辺について確認の意味でお聞きをしたいと思います。

○森林資源活用係長 赤城山、御存じのとおりもうすでに真っ赤っかの状態であります。あそこ、地籍でいいますと松本地籍になりまして、松本市のほうに確認したところ、6月の時点で調査した枯損木につきましては、この9月いっぱい全伐をするといったことで、その周辺の木におきまして可能な範囲で枯損木を切っていくというお話を聞いています。10月になりまして、まだ赤い木が残っているようでしたら、松本市さんのほうの担当部と直接お話をしましてですね、両市で切っていこうといった今調整で進んでおります。

○丸山寿子委員 本当にぜひ松本もずいぶん迫ってくる、その危機感でね、今回事業をやっていくわけですけど、いい連携をとってやっていただくようお願いしたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。

○篠原敏宏委員 その関連でお願いします。この集約化山林と今の市有林の対策は本当に急がれるし、私は有効だと思っております。それで、切った木は、あとどうしますか。まだこれは被害木ではない、確認していない段階でこれをやるっていう認識でよろしいですか。

○森林課長 被害木の伐倒ということではなく、健全なうちに樹種転換を図るという目的で、あわせて緩衝帯を整備、また繁殖の温床となるアカマツ自体をなくしていくというような観点で行う事業でございます。

○篠原敏宏委員 だとすると、切った木は有効活用ができるっていう認識でいいわけですね。だとすると、ウッドパークへ持ち込む、あと板材に活用する、要はウッドパークのFパワーで活用していくっていうことにはならないわけですか。

○**森林資源活用係長** 今回の整備で伐採したアカマツにおきましては、森林経営計画外ということですので、ウッドパーク等には持ち込めません。小丸山につきましては、一部個人の財産でもありますので、今回市有林の材も含めましてチップ用材として売却し、その売却したお金で次の苗木を買っていくといった計画で今進んでいます。

○**篠原敏宏委員** わかりました。すぐ隣でやるので、一番効率がいいかなっていうのは、素人目にはね、そう思いますが、これは制度的にもしょうがないかなということなんですが、チップ材にして売ってというのは、市がその事業主体で行うということによろしいです。

○**森林資源活用係長** 施業自体は松本広域森林組合にお願いする形になると思います。チップ材としての売却の先からは松本広域森林組合にお任せといった形で予定しております。

○**篠原敏宏委員** 更新する樹種は何ですか。

○**森林資源活用係長** 小丸山につきましては、地権者の方々の要望でナラ類の樹木がいいというふうに聞いておりますので、小丸山のほうは今のところナラを植えていく予定です。

市有林につきましては、一応、近辺で集約化も行われておりまして、主にカラマツが植えられていますので、カラマツなりヒノキ、そこの標高に合った樹木を植栽していくといった考えでございます。

○**篠原敏宏委員** カラマツっていうのは前少し聞いたので、これどうかなと。今ヒノキとカラマツは値段も均衡してきていて、ヒノキがそんなに伸びていなくてカラマツがかなり合ってきているというふうにも聞いていますのでどうかということですが、あまり後々のことを考えると、どうかなという気もいたします。そのあたりは、今ここでどうのこうのでは多分ないと思いますが、せっかく樹種転換をするなら、広葉樹林帯にしていくとかって大きな目で片丘の山、高ボッチの山を変えていくっていうような目線をぜひ持ってもらってですね、そういう大きい計画をぜひ、この際立てていただきたいなど、これは要望にさせていただきます。

○**委員長** 要望だそうですので、よろしくお願いします。ほかに。

○**柴田博委員** 地場産センターの運営補助金の関係ですけれども、今後10年間ぐらいの経営計画をつくるためのものということですが、その間には市に無償譲渡されることになると思うんですが、そのこととの関係はどういうふうになるんです。

○**産業政策課長** 今、協議をいただいておりますけれども、市にですね、無償譲渡で市が資産を受けた場合、そういうことも想定しまして計画のほうは策定をしまいであります。

○**柴田博委員** 計画をつくるのは、今の地場産センターがつくるんですね。委託にするにしても、つくる主体は地場産センターが市に無償譲渡した後のことまで自分でそこで考えてつくるといことですか。

○**産業政策課長** 今回の計画につきましては、地場産センターのほうから中小企業診断士に委託をしましてつくりますが、当然私ども地場産センターからですね、市に施設建物を受けてほしいという要望をちょうだいしておりますので、そこに鑑みまして地場産センターが今回の計画は策定するというような形にはなります。

○**柴田博委員** 無償譲渡した後の自分のものでなくなった施設を使って地場産センターがこれから10年間どうやってやっていくかという、そういう計画ということですか。

○**産業政策課長** 当然ですね、今の想定ですと、地場産センター、今度は一般財団法人塩尻木曾地域地場産業振興センターが今いわゆる運営であつたり経営を担っていますので、その財団の当然あり方も考えていきますけ

れども、そこがやはり持続して経営できる、そういうような視点も含めた策定になってまいります。

**○柴田博委員** 何か無償譲渡された後のことについては、今の地場産センターは考えても余り意味がないような気がするんですが、市がどういうふうに運営していくかっていうのを決めていくわけでしょ、これから。その辺については、市もかかわっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが。

**○産業政策課長** 説明足らずで申しわけございません。地場産センターへ全てをお任せするのではなくですね、契約は地場産センターが発注をいたしますけれども、当然策定に関しましては市が大きく関与をして、市とも意見を交わりながら策定を進めてまいります。

**○副市長** ちょっと整理をさせていただきたいんですが、一般質問でもございましたとおり、地場産センターのこれからについては幾つか形が考えられるっていうふうに思っています。ただ、厳然として今の土地建物があってですね、これは一般財団法人のものです。それから今現に一般財団法人で運営もやっているという現状の中から、きちんと分けて考えますとですね、まず土地建物はどうするか。これは誰かが受け継がなくちゃいけない。誰かが受け継いで、いわゆる改修を図るなり、あるいは壊すなり、何らかの形をしなくちゃいかんということですから、それはまずこれは市が受けるほかないんだろうというふうに今のところは思っております。

次に、じゃあ受けたときに、壊すならそれで終わりなんですけども、その建物を改修して、じゃあ次の誰かに経営を渡していくということになると、当然市は直接経営はできませんから、現実には何らかの経営主体をつくっていかなくちゃいけない。考えられるのは、今の地場産センターを相当その部分、人材からいろんな意味でて入れをきちんとしてですね、地場産センターがいわゆる財団法人として自立ができるような体制をとっていくということが1つ。

それからもう1つは、地場産センターを解散させてですね、新たな経営主体をつくり上げる。これは、例えば振興公社とか、あるいは違うところと合併も含めてですね、そういうことが考え得る。それから全く売却してしまう。土地建物を売却して、どなたかの民間なら民間のその資本でやらせる。そんなような形態が考え得る全てだというふうに思います。

ただ、その地場産センターが今厳然として運営をしているものですから、解散をするまでは地場産センター、一般財団法人は、これは責任でやってもらわなくちゃいかん。市が今、財産もらったわけでもないし、引き継ぐよと言ったわけでも、まだ決定したわけでもありませんので、市がこの経営計画をつくる立場にはないだろうと。ですから、この経営計画をつくっていくのであれば、やっぱり今運営をしている財団法人がみずからの経営の改善あるいは場合によったら解散も含めて、どういうふうにあるべきかということをしっかり研究をしてもらって、あるいは計画を立ててもらって、当然今、課長が申し上げるとおり市の絡みはそういうのがある。そういうことを見通した上でですね、議会と御相談を申し上げながら、じゃあ土地建物は本当に市へ返していいのかどうか。あるいは経営体としてふさわしいのはどうなるということをごすね、きちんと出して、テーブルの上に乗せて御議論をいただくと、こういうことをごすね、御理解をお願いしたいと思います。

**○委員長** よろしいですか。

**○永井泰仁委員** ちょっと都市計画の課長にお伺いしたいけれども、落雷だということですね、当然カメラ、時計は直さなきゃならないと思うんですが、こういうものは、保険に入っていると、そういう対応っていうのは今までなかったわけですか。

○都市計画課長 市の公共施設あるいは設備につきまして、委員さん今おっしゃられたとおり、保険に入っているものもございます。ただ今回のものにつきましては、入っていなかったということです。というのが、防犯カメラ本体じゃなくて、そこからの接続機器であったり、電波時計も本体じゃなくて、その電波受信の部分であったりというようなことで入っていなかったと思われまして。ですが、今回このように、その2件だけでも38万円も修繕費に要さなければならないという状況でございますので、ちょっとそこら辺につきましては今後ですね、他の市の設備等、状況を見ながら、保険に入るということを含めて検討してまいりたいと思います。

○永井泰仁委員 おっしゃるとおり結構これから落雷の関係でね、いろんなところでも被害が出ているし、当然この公共的な中のこういったものもですね、できればまた保険会社等々ですね、いろいろまた研究してもらって、少しでもまた保険でね、対応できるようなことも検討してもらいたいと思います。要望でいいです。

○委員長 よろしいですか、ほかの委員のほうからは。

それでは、質疑を終結して、自由討議を割愛し、討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第25号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、10分間休憩をいたします。

午後 2時18分 休憩

---

午後 2時26分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○産業政策課長 先ほど丸山委員から御質問をちょうだいいたしました大門駐車場の駐車割合について、まず申し上げます。説明で年間約41万台の利用があるということを申し上げましたけれども、いわゆる一般的な利用になります。割合で申し上げますと約31%、特別駐車場の割合でございますけれども、約69%になっている状況でございます。

あと、続きましてですね、塩尻駅駐車場も大門駐車場同様にですね、飲食店等利用しやすいよう30分以上無料にしたかどうかという質問に関しましてですけれども、それぞれの駐車場の目的、条例で定めてございます。大門駐車場が中心市街地の活性化を図ることが大きな目的、それに対しまして駅前広場はですね、駅前の通行の安全及び円滑を図ることを目的ということで、駅前駐車場の利用者の多くがですね、駅に送迎に来るための人の駐車場であるということが理由となりまして、商業の利用とすることは難しいんですが、現状申し上げますと、大門駐車場は機械によりスタンプをつくことでサービスをしておりますが、塩尻駅前駐車場はですね、事業者が回数券を購入しまして、それを来たお客様に配って駐車場の割引措置をしているということでございますので、そんなような制度をうまく活用しながら、駅前の周辺の飲食店の利用者が駅前の駐車場を使えるようにとPRもしてまいっていきたいと考えております。私からは以上でございます。

○委員長 わかりました。

○丸山寿子委員 確かに駅前は、どういう利用者がっていうことは確かに違うとは思いますが、駅前もやはりそういうお店がないと駅を利用する人ですとかにも、とても塩尻駅の周辺は不便だということにもまたなると思い



ます。それで、駅前の開発のことで、コア塩尻からとか、例えばやはり駅前にそのまま残ったような店舗も何店かあって、やはり駅前の利便性も考えるとお店も継続してほしいというようなことがあります。それで、プラスになるような駐車券の、あれは何分間だったかちょっと忘れたんですけど、少し延長できるようなのを配っている店舗も以前はちょっとあったとは思いますが、なかなかそういったことを利用すれば駅前も活用しやすいというようなことが、もう全く浸透されていないというふうに思いますので、今そういうお話ありましたので、そのことも含めてね、やはりもう少しPRをしていただけたらと思いますし、ちょっとまたさまざまな内容というか、実情もちょっとまた調べていただけたらというふうに思います。

○委員長 要望でよろしいですか。答弁求めます。

○産業政策課長 今、委員御指摘いただきました点もですね、含めまして、私ども本当に駅前、にぎやかになることが一番の望みでございますので、駐車場の利用を通じまして駅前にもにぎわい創出できるように努めてまいります。以上です。

○委員長 よろしいですか、丸山委員。

それでは、引き続き審査を進めます。次に進みます。

---

#### 議案第29号 平成29年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第29号平成29年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

○経営管理課長 それでは、別冊の平成29年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第2条の業務の予定量でございますけれども、配水施設整備事業につきましては、無電柱化推進関連工事、国道19号及び広丘東通線の拡張工事に伴い7,800万円を増額し、2億1,475万1,000円。

○委員長 着座で構いません。

○経営管理課長 ありがとうございます。着座で失礼します。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を868万3,000円増額して18億5,999万7,000円に、支出では水道事業費用を651万3,000円増額して16億3,631万7,000円にするものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入を1億138万9,000円増額して14億4,160万4,000円に、ページをめくっていただきまして、2ページになりますけれども、支出では資本的支出を1億1,710万円増額して22億5,207万2,000円にするものでございます。

ページを戻っていただきまして、この補正によりですね、第4条の本文中の括弧書きに記載してあります不足額に対する補填財源の内訳を改正するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足7億9,475万7,000円を8億1,046万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額1億2,522万1,000円を1億3,342万2,000円に、繰越利益剰余金処分額4,025万9,000円を4,776万9,000円にするものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。第5条の企業債につきましては、建設改良工事の補正により、その財源である企業債の借入限度額を9,500万円増額して、補正前の12億8,400万円から13億7,900万円にするものでございます。

次に、第6条の利益剰余金の処分につきましては、第4条の補填財源の増額することに伴い、あらかじめ補填財源に充てることを定めた予算第10条の繰越利益剰余金の処分額を751万円増額して4,776万9,000円とするものでございます。

次に、第7条といたしまして、第12条に債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。7ページ、8ページに調書がありますので、あわせてごらんください。内容につきましては、郵便料の改訂に伴いまして、水道料金等徴収業務委託料に係る平成30年度から33年度までの限度額を538万3,000円とするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。説明明細書になりますが、それぞれの課長のほうから説明させていただきます。収益的収入及び支出の3条予算でございます。11款水道事業収益2項営業外収益5目消費税還付金の868万3,000円の増額につきましては、今回の補正により配水施設整備事業の増額などにより、事業者として先払いする消費税がふえることにより還付される予定額がさらにふえるため、補正をするものでございます。ちょっとわかりにくいので、ちょっと補足説明をさせていただきますが、事業者の消費税につきましては、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた差額を消費税として納税するものですが、平成29年度の水道事業の消費税につきましては、水道料金等で売り上げにより預かった消費税よりも水道の維持工事等による支払った消費税のほうが多くなるため、消費税の還付となっております。私のほうからは以上でございます。

○**上水道課長** それでは、13ページをお願いいたします。ここからは、収益的収入及び支出の支出となります。

21款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費のうち23節修繕費をお願いいたします。540万円を増額のお願いをするものですが、これにつきましては、各浄水場に係ります機器等の緊急修繕の増額をお願いするものです。主な修理としまして、床尾浄水場で導水路漏水修理、また水位計の交換、上西条浄水場で排泥弁の配管の修繕、また真空ポンプ、またサンプリングポンプ等の修繕、小曾部浄水場でバッテリーの交換等となっております。私からは以上です。

○**経営管理課長** 次に、その下の4目業務費の委託料の111万3,000円の増額につきましては、本年6月1日付で郵便料金の改定に伴い、ことし4月1日から民間委託を行った水道料金等徴収業務委託料の6月から来年3月までの10カ月分の郵便料金に係る費用の増額をするものでございます。

続きまして14ページ、お願いいたします。31款資本的収入1項企業債1目企業債の9,500万円の増額につきましては、今回の配水施設整備に係る工事費の財源として企業債の借り入れを増額をするものでございます。

次に、その下の3項負担金1目他会計負担金の425万9,000円の増額につきましては、消火栓3基の新設更新工事に係る一般会計からの負担金の増額に伴い補正するものでございます。

次に、その下の3目建設工事負担金の213万円の増額につきましては、土地区画整理事業関連の配水管布設工事に伴う負担金の補正をするものでございます。私からは以上です。

○**上水道課長** それでは、15ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出となります。

41款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費20節委託料1,000万円の増額をお願いするものです。これにつきましては、国道19号平出歴史公園交差点の国道横断箇所配水管口径200の漏水が年度末に発見

されまして、現在ストップしてある状況ですけれども、この国道部分の推進工事の調査、また設計費の増額をお願いするものです。

続きまして、26節工事請負費7,800万円をお願いするものです。これにつきましては、県道の塩尻停車場線、大門地区になりますけれども、無電柱化推進工事に伴います配水管の布設工事150メートル、また都市計画道路広丘東通線道路改良関連といたしまして、高出地区センターから北側へ排水管を両側の歩道に320メートル布設する工事です。また、国道19号の九里巾拡幅関連といたしまして、佐川急便から南側へ配水管の布設250メートルをお願いするものです。

続きまして、3目浄水施設費26節工事請負費2,310万円をお願いいたします。浄水施設整備事業といたしまして、機器等の故障によります上西条三嶽送水ポンプの電動弁、片丘林工配水池水系また勝弦中継ポンプ場水系の更新工事、また送水施設整備事業といたしまして、上西条の浄水場からみどり湖中継場への送水管がございますけれども、JRの横断箇所で漏水がやはり発見されまして、現在とまっている状況であります。これの復旧ということで、送水管230メートルの工事費の増額をお願いするものです。

続きまして、4目受託建設費26節工事請負費600万円の増額をお願いするものですけれども、これにつきましては、塩尻駅北土地区画整理事業に伴います配水管布設50メートルと消防防災からの依頼によります消火栓の新設更新3基の増額をお願いするものです。説明は以上となります。

○**経営管理課長** 続きまして、ページ戻りまして、9ページをお願いいたします。塩尻市水道事業予定損益計算書になります。こちらの計算書につきましては3条予算に係る計算書で、税抜きで記載をしております。

○**委員長** もう少しマイクを近づけていただくとありがたいです。

○**経営管理課長** 済みません。今回の補正により、変更のあった主な部分のみ申し上げますのでお願いいたします。変更のあったものは、2の営業費用の部分のみでございます。1の原水及び浄水費は修繕の補正により500万円増額して4億376万円に、その2つ下の(4)業務費は委託料の補正により103万1,000円増額して1億5,399万4,000円となります。

この結果、2の営業費用の合計が、中ほどの金額になりますが、601万1,000円増額の14億6,173万7,000円に、その下の営業損失は同じく601万1,000円の増額の2,915万4,000円となります。

また、これにより中ほどの経常利益及び下から4行目の当年度純利益、一番下の当年度未処分利益剰余金は、ともに603万1,000円の減額となりまして、経常利益は9,053万5,000円に、当年度純利益は9,025万8,000円に、本年度未処分利益剰余金は3億2,149万円となります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**委員長** それでは、委員より御質問ございますか。

ないようでしたら、永井委員、いいですかね。

○**永井泰仁委員** 14ページの企業債の9,500万円でしたっけね、これはどこから借りて、利率というようなものはどのくらいになっていますか。

○**経営管理課長** 係長のほうから答弁させていただきます。

○**総務係長** 今回の上水道事業債につきましては、借りるところは、計画上は地方公共団体金融機構からお借り

する予定であります。

利率につきましては、今のところ確定ではございませんけれども、3%以内ということでやっておりますが、実際のところは昨年の決算とあんまり変わらない利率となりますので、償還年数にもよりますけれども、0.6%前後となると思います。以上です。

○永井泰仁委員 それからもう1点でございますのは、15ページのですね、工事請負費の広丘東通線の高出の部分の配管ですか、310メートル、これは本管はどのくらいの口径のものを布設する予定ですか。

○上水道課長 150の口径になります。

○永井泰仁委員 そうすると、これはやがてはね、北のほうへ行って野村桔梗ヶ原地区の区画整理やなんかをやることになると思うんですが、これは150ですずっと野村の上の段まで持っていくという、そういうことも計算してやっていますか。

○上水道課長 今回は拡張に合わせて入れているものですので、今後の中で、都市計画道路で広がってきてですね、また例えばですけども、住宅が張りついていく部分がございますればそこに入れていくということで、状況を見ながらという形になるかと思えます。

○永井泰仁委員 これは部長にもお尋ねするけど、高出が150だとすればですね、野村桔梗ヶ原、工業系の区画整理だと、約13ヘクタールですが、これはまた今後は、どういう形でこの地域へ配水量をふえるような形で考えているかお伺いしたいですが。

○水道事業部長 野村桔梗ヶ原のほうの関連につきましては、今、上西条のほうからちょうどカインズを過ぎまして2つ目の交差点のところまで今、上西条水系が行っております、彦一さんの所ですねそこまでが行っております。その上流側のちょうどアップルランドの裏に減圧弁がございまして、今そちらの減圧弁がちょっと不調でございますので、そちらも調整しながら、今度水压を調整してからまた下流のほうへ延ばしていくというような形での上西条水系をふやすような対応での今、考えてございますので、それも踏まえての管の口径の布設というような形となりますので、そこら辺も調整しながら考えていきたいと思えます。

○永井泰仁委員 そうですか。わかりました。いいです。

○委員長 ほかにございますか。

それでは質疑を終結して、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

ないので、採決を行います。議案第29号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第30号 平成29年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第30号平成29年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。着座どうぞ。

○経営管理課長 ありがとうございます。別冊の議案第30号補正（第1号）をお願いいたします。

まず、第2条の業務量でございますけれども、塩尻市浄化センター第1期長寿命化事業につきましては、国庫

補助金の内定に伴い5,740万円を増額して3億8,780万円に定めるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では下水道事業費用を648万4,000円減額して26億5,355万2,000円に補正するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では資本的収入を1億1,017万円増額して14億1,385万5,000円に、ページをめくっていただきまして、2ページになりますが、支出では資本的支出を1億1,810万円増額して23億4,339万3,000円にするものでございます。

ページを戻っていただきまして、この補正によりまして4条の本文中の括弧内に記載してあります不足額に対する補填財源の内訳を補正するものでございまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する9億2,160万8,000円を9億2,953万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額2,137万6,000円を2,786万円に、当年度分損益勘定留保資金5億6,242万円を5億6,386万6,000円にするものでございます。

続きまして、次のページをお願いします。次に第5条、債務負担行為につきましては、塩尻市浄化センター第1期長寿命化事業の補正に伴い浄化センター改築委託料に係る平成30年度の限度額を1億2,100万円とする債務負担行為を加えるものでございます。

次に、第3条の企業債につきましては、長寿命化事業及び汚水管路整備事業の補正により、その財源である企業債の借入限度額を7,960万円増額して、補正前の6億8,330万円から7億6,290万円とするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。説明明細書になります。資本的収入及び支出、3条予算でございます。21款下水道事業費用2項営業外費用3目消費税の648万4,000円の減額につきましては、今回の補正する長寿命化事業汚水管路整備事業の増額などにより、事業者として先払いする消費税がふえることにより事業者の消費税の納付する税額が減るため、補正するものでございます。以上でございます。

○下水道課長 それでは、13ページをお願いをいたします。資本的収入及び支出のうち収入でございます。31款資本的収入1項1目企業債につきましては、補助事業の増額内示及び関連する各事業の増額に伴いまして、借入金7,960万円を増額するものでございます。

その下の4項補助金2目国庫補助金につきましては、補助事業の増額内示により3,057万円を増額するものでございます。

14ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち支出でございます。41款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費20委託料につきましては、開発計画に伴いまして事業計画の変更認可が必要となることから370万円の増額をお願いをするものでございます。その下の26工事請負費5,700万円につきましては、都市計画道路広丘東通線高出地区道路改良工事に合わせまして、高出地区センター前から北側へ污水管320メートルを布設するものでございます。また、国道19号拡幅改良工事に合わせまして、佐川急便前から南側へ污水管を250メートル布設するために増額をお願いするものでございます。

その下の3目20委託料につきましては、補助事業の第1期長寿命化事業の増額内示によるもので、機械棟、管理棟の長寿命化の推進を図るため、5,740万円の増額をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** 続きまして、ページ戻りまして9ページをお願いいたします。予定損益計算書になります。損益計算書は3条予算に係る計算書でございます、税抜きで記載してあります。今回の補正による損益計算書に係る変更はございませんでしたので、計算書の変更もありません。説明は以上でございます。よろしくお願います。

○**委員長** それでは、委員より質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終結をいたしまして、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第30号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第30号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### その他

○**委員長** 審査については以上になりますが、ほかに委員から何かございますか。

○**副委員長** 私のほうから全国森林環境税の創設に関する意見書を提出したいために、審議をお願いしたいと思います。

○**委員長** 今、中野委員から申し出がありましたので、意見書（案）について、資料の配付をお願いし説明を。

○**柴田博委員** 委員会で意見書等を出すときは、事前に議員提案として議案が提案されなければいけないんじゃないんです。

○**委員長** 今ので提案という扱いにしたいと思いますが。

○**柴田博委員** この場で。事前に提案じゃないの。いいの、今で。

○**委員長** 一応、事務局には確認をして。

議案として提案をして、意見書はまた別でやると思うんですけど。今そういうことをおっしゃっているんですよ。

○**柴田博委員** 事前に議員提案でこういう意見書を出したいんだけどということで議運かどこかに提案しないでいいの。

○**委員長** じゃあ、ちょっと次長から見解を聞いて。

○**議会事務局次長** 議員提案、個人っていいですかね、議員の立場として出す議員提案と、もう1つ委員会として出せる委員会提案っていうのが今、自治法上の中で認められておりますので、今の副委員長の御発言は委員会として出したいということで、まずこの場でもって委員会として出すか出さないかということをやられるということだもんですから、事前にこの委員会として提案していくかどうかというのをこの場で議論していただいて、委員会提案として出すのであれば委員長名でもってこの産業建設の委員会として提案していく。それと、もう1つの方法は、先ほど言いましたように議員提案として出していただいて、提案者と賛同者をつけて出す従来の方法と、その2つありますんで、ここは委員会提案として出すか出さないかということだと思います。

○委員長 それでは、自治法上の12分の1以上の提案ということで、今回は委員会へ中野委員から出すということですよ。そういう確認でいいです、次長。いいですかね。

わかりました。じゃあ、まず配付して説明を受けてから、また議論していただければと思いますので。

じゃあ、配付をお願いします。

それでは、提案者より説明をお願いいたします。

○副委員長 ただいま全国森林環境税の創設に関する意見書（案）をお配りをいたしました。御案内のとおり森林づくり県民税というものがございまして、切り捨て間伐への補助が4割程度というようなこともございますが、いずれにしても県の森林税につきましては9月議会で方向性を出したいという知事の意向がございます。しかし、今回提案する意見書の中身につきましては全国の森林環境税という位置づけでありまして、意見書（案）の骨子について若干時間もございまして、骨子の部分について朗読をして説明にかえさせていただきます。

森林が多く所在する山村地域の市町村においては、2行ほど飛びまして、森林吸収源対策及び担い手の育成と山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。山村地域の市町村における森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題です。

そこで、次の事項について実現を求めるものであります。森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の導入を推進すること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。塩尻市議会。以上であります。

○委員長 提案説明、以上でよろしいですか。

それでは、委員から御質問、御意見等あればお願いをいたします。

○柴田博委員 私は、今の段階で全国的なそういう税金を導入するということについては、今の長野県の状況を見ても、まだそぐわないというふうに思いますので、今の時期に委員会としてこういう意見書を出すことには反対です。

○委員長 そういった御意見です。ほかに。

○永井泰仁委員 私は、はっきり言って賛成の立場で申し上げたいと思うわけでございますが、今、森林整備がですね、進まないのは、いわゆる地主がはっきりしないとか、あるいは山の境界をやってもですね、なかなかはっきりしないということで、この全国森林税は国税として一旦徴収をして、そして森林面積によってまたそれぞれのところへ交付されるということで、水源涵養林の意味もございまして、それから市町村がですね、備えた森林税によって自治体が間伐を実施する場合にはですね、地主とか、あるいは境界にかかわりなく、法的な権限をバックとして手入れができるようになるということで、どうしてもやっぱり国がですね、こういった形の中で法的にできる権限を有する形にしないと、現実的には山の手入れができないということでもあります。

それから県のほうはですね、今1人500円で徴収してきたところでもありますけれども、全額使い切れなかったりですね、それから使い方の用途がなかなか厳しいということで、現実的に森林税を徴収したけれども使い切れなくて残っているという形でもありますので、これはこれでまた今後ですね、使い勝手のいいようなことも審議会等々でいい方向にするようなことも検討されていますが、やはり公的なものをバックにして抜本的にですね、森林の整備ができるようにするには、やはり国の法律なりですね、あるいは政令等をバックにして、合法的にで

きる形にしないと、なかなかこの部分が進まないということで、私はこの導入については大賛成であります。

○**委員長** 一応質疑ですので、提案者に聞いていただければと思うんですが、意見も含めて結構です。

○**篠原敏宏委員** 提案者の中野委員に1点ちょっとお伺いをいたします。今の永井委員のお話にも出てきました県の森林税との調整っていうか、そういうものは内容的に必要はないでしょうか。

○**副委員長** 先ほども説明をいたしましたけれども、森林づくり県民税、県の森林税であります。今どういう方向にするか、いろんな場面で検討されておまして、知事は9月議会で一定の方向を出したいと、こういうふうに発言をしておまして、議会でどういう結論が出るかもまだ不明であります。しかし、先ほど永井委員がおっしゃったように、やはり県民税で森林を整備していくにも、やはり境界とか地主とかっていう問題で限界がございますので、ぜひもっと国税という国のほうの権限で、みなし的な方法で少しでも森林環境がよくなればという意味でのこの全国森林環境税の創設でありますので、ちょっとその辺の県の森林税が見えてこない中での話ではございますが、一応もっと強い権限を持った森林税を創設をして森林の環境を整備していくと、こんな意味合いでございます。

○**篠原敏宏委員** そういうことの中で、方向としては私も賛成であります。でも県の森林税の場合は、聞くところによると里山整備っていうかですね、観点が、使途も含めてそういう方向にあるというふうにも聞いています。森林の大きな面的な整備だとか、大きな面に対応していくには県の森林税では無理があると。そこを国のほうが行うということになれば相互に補完をする機能、これを持てる税体制になると、そういう理解をできる。そういうこれが制度であるならば、私はそれこそ大賛成であります。ですから、国が動いて日本の国土保全、その観点でね、大きな面的な対策になっていく、そういうふうを目指すこれは税制であるというふうに理解をさせていただいて、私は賛成したいと思います。

○**委員長** よろしいですか。

○**丸山寿子委員** 日本は本当に森林がたくさんあって、森林大国であるにもかかわらず今まで本当に目が向かないでというか、取り組めないで来て、ヨーロッパ等に比べたらずいぶん遅れているということを思っています。

そういう中で、やはり国としてこういった環境税というようなことで国全体がそちらに目を向けて、本当に森林・林業・山村対策ということの抜本的強化というふうに書いてありますけれども、そんな方向に本当に進んでいってほしいというふうに思います。先行してやっているということは、どんなことでもあるわけですが、やはり国全体が動くことで全体が変わってくるというふうに思いますので、私は賛成の立場として意見を述べたいと思います。

○**委員長** ほかにございますかね。いいですかね。

一応自由討議の時間もありますが、皆さんもう意見をいただいたので、割愛をしてよろしいですか。

では、討論を行います。いいですかね。

じゃあ、それにかえてということで、そうしましたら討論はこれにて終結をしまして、反対の意見がありますので、挙手にて採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**柴田博委員** 賛成多数で決まったら委員会の名前で出せるの。

○**委員長** 委員会の名前、一般的な請願に委員長としては従って、賛成で決まっても、賛成多数、要は賛同有志で出すような形にするのが例かなと思いますが、よろしいですかね。その辺の確認もさせていただいたというこ



とで。わかりました。

それでは、採決に移りたいと思います。

それでは、ただいま提出されております全国森林環境税の創設に関する意見書について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、本意見書については本会議へ提出することといたします。

なお、提出については、賛成者のみで提出をしたいと思いますが、それについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認めます。

それでは、本議題については以上です。

それでは、行政側から何かございますか。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・地域ブランド担当） 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。本委員会所管いたします各事業部、大変重要な案件がたくさんございます。閉会中におきましても協議会等の審査をお願いすることがございますので、どうぞよろしくをお願いをいたします。以上でございます。

○委員長 ただいま継続の審査につきまして申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

○柴田博委員 ちょっと要望があります。今までの金子委員長の報告なんですけど、あまりはしよりすぎていて、いろいろ意見が出ているのにあまり取り上げていない場合があります。そんな私は印象を受けていました。なるべく、時間のこともありますが、多くの意見、賛成派も含め反対も含めて出していただく、報告していただくようにお願いしておきます。

○委員長 じゃあ、具体的に言うと議案の審査全般に関してということよろしいですか。

わかりました。今そういう申し出がありました。私としてはできるだけ柴田委員のことを聞きながら、一方で全部書くわけにもいきませんので、そのメンテについては、委員長に再び一任を願いたいと思いますが、ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、理事者から挨拶があれば。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして大変慎重に御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案に対してお認めをいただきましてありがとうございます。御審査の中でいただいた御意見、御要望に対しましては、今

後行政の運営の中で十分に活かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 それでは、以上で当産業建設委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午後 3時11分 閉会

平成29年9月15日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印